

2019年度政府予算  
提言・要望書  
(県政課題全般事項)

平成30年6月8日

岩手県知事 達増拓也



## 目 次

|    |                            |    |
|----|----------------------------|----|
| 1  | 将来の大規模災害に備える仕組みの構築         | 1  |
|    | (内閣府・復興庁・総務省・消防庁・国土交通省)    |    |
| 2  | 国土強靱化地域計画を推進する財源の充実        | 4  |
|    | (内閣官房)                     |    |
| 3  | 火山防災対策への支援の強化              | 6  |
|    | (内閣府)                      |    |
| 4  | 災害応急対策等への支援                | 8  |
|    | (内閣府・農林水産省・国土交通省)          |    |
| 5  | 災害時における要配慮者の支援             | 10 |
|    | (内閣府・厚生労働省)                |    |
| 6  | 国際貿易交渉への万全な対応              | 12 |
|    | (内閣官房・外務省・財務省・農林水産省・経済産業省) |    |
| 7  | 地方の税財源の確保・充実               | 15 |
|    | (総務省・財務省)                  |    |
| 8  | 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持            | 17 |
|    | (防衛省)                      |    |
| 9  | マイナンバー制度の円滑な運用             | 18 |
|    | (内閣官房・内閣府・総務省)             |    |
| 10 | 第三セクター鉄道への財政支援の一層強化        | 20 |
|    | (国土交通省)                    |    |
| 11 | 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充       | 21 |
|    | (消費者庁)                     |    |
| 12 | 水道の施設整備等に係る予算の確保           | 22 |
|    | (厚生労働省)                    |    |
| 13 | 北上川の清流化確保対策                | 23 |
|    | (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)      |    |
| 14 | 最終処分場の新設等に対する支援            | 25 |
|    | (環境省)                      |    |
| 15 | 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等         | 27 |
|    | (総務省・文部科学省・厚生労働省)          |    |
| 16 | 診療報酬の改定等                   | 31 |
|    | (財務省・厚生労働省)                |    |

|    |                             |    |
|----|-----------------------------|----|
| 17 | 農林業における「産地づくり」              | 33 |
|    | (農林水産省・林野庁)                 |    |
| 18 | 野生鳥獣対策の継続・拡充                | 50 |
|    | (農林水産省・環境省)                 |    |
| 19 | 農地・森林・水産基盤の整備及び保全           | 53 |
|    | (農林水産省・林野庁・水産庁)             |    |
| 20 | 公共事業予算の安定的・持続的な確保           | 61 |
|    | (財務省・国土交通省)                 |    |
| 21 | 直轄事業の整備促進                   | 62 |
|    | (国土交通省)                     |    |
| 22 | 物流の効率化など生産性向上に資する社会資本整備への支援 | 64 |
|    | (国土交通省)                     |    |
| 23 | 観光振興に資する社会資本整備等への支援         | 66 |
|    | (法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省) |    |
| 24 | 災害に強い県土づくりへ向けた防災・減災対策への支援   | 69 |
|    | (国土交通省)                     |    |
| 25 | 暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援  | 72 |
|    | (国土交通省)                     |    |
| 26 | 社会資本の戦略的な維持管理への支援           | 74 |
|    | (国土交通省)                     |    |
| 27 | 新たな教職員定数改善計画の策定             | 77 |
|    | (文部科学省)                     |    |
| 28 | 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充       | 78 |
|    | (文部科学省)                     |    |
| 29 | 大学入試に係る英語の資格・検定試験検定料等の支援    | 80 |
|    | (文部科学省)                     |    |
| 30 | 縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援          | 82 |
|    | (文部科学省・文化庁)                 |    |
| 31 | 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録等への支援     | 83 |
|    | (文部科学省・文化庁)                 |    |
| 32 | 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置        | 85 |
|    | (文化庁)                       |    |

## 1 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取組を進めているところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得は重要な課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）や大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興期に不足が見込まれる技術職員等を確保・育成する体制の整備など、必要な職員を迅速かつ確実に確保できる仕組みを構築するよう要望します。

#### 2 復興に要する土地等の私有財産制限のあり方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

将来、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、復興に係る公共の利益の増進と土地等の私有財産の制限のあり方などについて、幅広い議論・検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」という。）についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により

地域ぐるみの土地交換ができるような制度や被災地域の実情に即した現行手続の柔軟な運用について、検討するよう要望します。

【現状と課題】

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

- 被災自治体が個別に派遣要請を行う形では、必要な職員確保が難しい状況。特に、漁港や港湾、橋梁分野など全国的に職員数が少ない分野において人員確保が困難。
- 被災市区町村応援確保システムの運用開始など災害初期の対応については制度化が進展しつつある一方、中長期の課題に対応した仕組みの構築が必要。

《岩手県における職員確保状況》

(各年度4月1日現在)

| 年度  | 正規職員 | 任期付職員 | 他県応援職員 | 再任用職員 | 合計   | (参考)<br>欠員数 |
|-----|------|-------|--------|-------|------|-------------|
| H28 | 165人 | 70人   | 164人   | 110人  | 509人 | ▲140人       |
| H29 | 151人 | 63人   | 129人   | 115人  | 458人 | ▲123人       |
| H30 | 168人 | 46人   | 101人   | 127人  | 442人 | ▲93人        |

《市町村における職員確保状況》

(各年度4月1日現在)

| 年度  | 必要数  | 確保数  | 不足数  | 確保率   |
|-----|------|------|------|-------|
| H28 | 734人 | 672人 | ▲62人 | 91.6% |
| H29 | 680人 | 632人 | ▲48人 | 92.9% |
| H30 | 586人 | 546人 | ▲40人 | 93.2% |

2 復興に係る土地等の私有財産制限のあり方検討

- 復旧・復興のためには、膨大な数の事業用地を迅速に取得することが必要。

《県事業関係》 (平成30年3月末現在)

| 地区数 | 契約予定件数 | うち懸案件数 |      |     |       |      |      | 合計  |
|-----|--------|--------|------|-----|-------|------|------|-----|
|     |        | 所有者不明  | 行方不明 | 共有  | 相続未処理 | 抵当権等 | 重複調整 |     |
| 167 | 3,287  | 7      | 9    | 145 | 356   | 269  | △62  | 724 |

※用地取得が必要な173地区のうち、167地区について権利者調査を実施済(上表はその内訳)。

※市町村事業については、県事業の3倍程度の契約予定件数が見込まれるが、ほぼ同エリアでの事業となることから、懸案件数も同様の傾向。

- 移転元地を集約・一体化する際、個別交渉による土地交換は多大な時間と労力が必要。
- 市町村施行の土地区画整理事業は、これに代わる有効な手法の一つであるが、都市計画区域外では施行できず、また、手続が煩雑で長期にわたることから、本県被災地のような小規模集落を早期に整備する場合においては適さない状況。

- 個人施行の土地区画整理事業（柔らかい区画整理）は、様々な手続が省略でき、比較的短期間で事業実施が可能であるが、同様に都市計画区域外では施行できず、また関係者全員の同意が必要であることから実施を断念した地区もある状況。
  - また、被災市街地復興土地区画整理事業を導入できない都市計画区域外では、民有地を含む地域全体の土地の嵩上げをすることが出来ず、宅地ごとの高低差により、一体的な利活用の課題となっている状況。
  - 前述のとおり、被災地における移転元地の土地交換には様々な課題があり、また、土地区画整理事業の活用ができない地域も少なくないため、市町村において鋭意調整を進めても、なお土地の集約が円滑に進まない場合も想定。
  - そのため、被災地の実情に即し、簡素な手続により土地を集約できる制度（※）や土地の集約における手続の柔軟な運用についても、併せて検討することが必要。
- ※ 土地改良法における交換分合は、農用地に限られているが、地権者の2／3の同意で施行可能であり、かつ比較的簡素な手続で集約化が可能な制度の一例。

【県担当部局】 政策地域部 市町村課  
総務部 人事課  
復興局 まちづくり再生課

## 2 国土強靱化地域計画を推進する財源の充実

国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、平成30年度予算においては、関係9府省庁所管の30の交付金・補助金について、交付の判断に当たり、一定程度の配慮をいただいているところです。

今後、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 国土強靱化地域計画を推進する財源の充実

「岩手県国土強靱化地域計画」に掲げる施策を着実に推進するとともに、市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等について、優先枠や新たな補助金・交付金の創設など、財源の充実に図るよう要望します。

**【現状と課題】**

**1 国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係9府省庁所管の交付金・補助金の岩手県における平成29年度活用実績及び平成30年度の活用見込み**

| 年度        | 平成29年度（実績） | 平成30年度（見込み） |
|-----------|------------|-------------|
| 件数        | 459件       | 525件        |
| 事業費総額     | 514億円      | 577億円       |
| 補助金・交付金総額 | 256億円      | 298億円       |

※ 国から市町村等への直接交付分は除く。平成30年度の補助金・交付金総額は内定額。

**2 市町村における国土強靱化地域計画の策定の推進**

- 岩手県全体の強靱化のためには、県内市町村においても国土強靱化地域計画を策定し、計画に基づく取組が進められることが重要であるが、現在、県内市町村における計画策定実績はゼロ。
- 平成29年度に実施した国土強靱化地域計画策定に関する市町村との意見交換会においては、計画策定が進まない理由として、計画に掲げる取組に対する確実な財源措置などのメリットがないことが挙げられたところ。
- 市町村における国土強靱化地域計画の策定を促進し、着実な施策の推進につなげるため、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の一層の充実が必要。

【県担当部局】 政策地域部 政策推進室

### 3 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火に伴う活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

#### ＜ 要 望 事 項 ＞

##### 1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実、強化するとともに、火山避難計画の策定及び火山防災マップの作成等、自治体が行う火山防災対策について、財政面を含めた支援の強化を図るよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 県内火山の概況

- 本県に影響を与える活火山は、八幡平、岩手山、秋田駒ヶ岳、栗駒山の4火山。このうち、八幡平を除く3火山は、気象庁の常時観測火山とされ、24時間監視体制がとられているところ。  
また、活火山法の改正により、3火山の周辺市町村は、平成28年2月に火山災害警戒区域に指定され、同年3月に火山ごとに火山防災協議会を設置したところ。

| 区分       | 岩手山              | 秋田駒ヶ岳 | 栗駒山 |
|----------|------------------|-------|-----|
| 火山災害警戒区域 | 盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町 | 雫石町   | 一関市 |

##### 2 火山避難計画の策定及び火山防災マップの作成状況

- 現在、県内の常時観測火山3山のうち、火山避難計画の策定及び火山防災マップの作成が行われているのは、岩手山と秋田駒ヶ岳の2山であり、栗駒山は未作成。
- 岩手山  
本県が平成7年から国の補助事業で実施していた「噴火警戒避難対策事業（砂防対策）」の中で作成していた火山災害予測区域図の原案を基に、平成10年の火山活動の活発化を受けて同年に立ち上げた岩手山火山災害対策検討委員会において噴火形態、規模を見直し、平成10年10月に火山防災マップを作成。平成30年3月に岩手山火山防災協議会が火山避難計画を策定。
- 秋田駒ヶ岳  
国交省湯沢河川国道事務所が「八幡平山系直轄砂防事業」として総合的な土砂移動監視システムの構築を念頭においた整備計画を進めるに当たり、火山防災対策の基本であるハザードマップの作成等、必要な項目を検討するため、秋田駒ヶ岳火山防災対策検討委員会を立ち上げ、平成15年2月に火山防災マップを作成。平成27年12月に秋田駒ヶ岳・秋田焼山火山防災協議会が火山避難計画を策定。

○ 栗駒山

平成 28 年 3 月に設置した栗駒山火山防災協議会において、平成 29 年 3 月に水蒸気爆発を想定したハザードマップを、平成 30 年 3 月にマグマ噴火等を想定したハザードマップを作成。

**3 本県の今後の動き**

- 岩手山については、平成 30 年 3 月に策定した火山避難計画を踏まえ、平成 30 年度において火山防災マップを改定する予定。
- 栗駒山については、平成 30 年度に栗駒山火山防災協議会が火山避難計画を策定した後、火山防災マップ等を作成する予定。
- 今後、火山活動の状況を注視し、火山防災対策を検討。様々な課題に対する取組を行う必要。

【県担当部局】 総務部 総合防災室

## 4 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

頻発する大雨災害等により、危険箇所や避難場所、避難経路等の住民等に対する周知などの取組の重要性が増していることから、既存の国の補助制度の見直しを行うなど、市町村における防災マップ作成等の取組に対して、一層の財政支援を講じるよう要望します。

#### 2 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策や汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、さらには被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

#### 3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長に係る要件緩和

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長については、被災者一人ひとりの再建状況に応じた対応が必要であるため、特定非常災害に指定されていない災害においても延長可能となるよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 市町村の防災マップ作成等に対する財政支援

- 本県では、市町村における防災マップの作成・更新等が十分に行われていないのが現状。  
(県内 33 市町村のうち約 1/4 が未作成。作成している市町村の大半では、最新の被害状況等を考慮した更新等が行われていない状況。)

- これは、地方経済の低迷に伴う市町村の財政状況の悪化や専門職員の不足など、防災マップ作成等の防災対策の充実化を図るための環境が整っていないことも一つの要因。
- 市町村による防災マップの作成に係る国の補助事業については、国土交通省（浸水害のみ）、農林水産省（ため池等破損による浸水害）が設けられているが、対象となる災害や対象地域が限定されているため、あらゆる災害に対応したマップ作成が困難。

## 2 災害応急対策に対する財政支援等

- 災害時において、被災自治体は、住民等の要望に応じ、多岐にわたる対策を実施しているところであるが、その実施には多額の経費を要し、大きな財政負担となっているのが現状。
- 地域の被災の状況や地域経済に与える影響を考慮し、必要と認めて被災自治体を実施する対策等に対しては、十分な財政支援を確実にを行うなど、被災自治体への特段の配慮が必要。

## 3 災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間延長に係る要件緩和

- 災害救助法による応急仮設住宅の供与期間は2年間となっている。
- 応急仮設住宅の供与期間延長を行うためには、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」に基づく特定非常災害として指定され、同法第8条の規定により建築基準法上の応急仮設建築物として存続期間が延長されることが必要であり、その場合に、内閣府と協議の上決定している。
- 全国的に特定非常災害の指定がない災害においても、災害公営住宅の建築状況、移転先の宅地造成工事等の理由により、応急仮設住宅の原則的供与期間内に恒久住宅への移行ができない被災者がいる。
- 本県においては、特定非常災害に指定されていない平成11年軽米町雪谷川洪水災害の際に、県単独事業として応急仮設住宅の供与期間延長を行っている。
- 平成28年台風10号災害においては、災害公営住宅等の完成予定が平成31年3月であり、応急仮設住宅の原則的供与期間内において恒久住宅への移行等が困難である。同災害も、特定非常災害に指定されていないため県単独事業として供与期間延長を予定している。
- 被災者の住宅再建は個人の被災状況や被災地の復興状況に大きく左右されるものであることから、応急仮設住宅の供与期間延長については、特定非常災害への指定といった全体の災害規模ではなく、被災者一人ひとりの再建状況を考慮した上で、災害救助法に基づいた救助として行われるべきである。

【県担当部局】 総務部 総合防災室  
保健福祉部 地域福祉課

## 5 災害時における要配慮者の支援

本県では、東日本大震災津波の経験から平成25年度に災害派遣福祉チームを設置し、これまで災害福祉支援体制の整備を進めてきており、平成28年熊本地震及び台風第10号災害では被災地へ同チームを派遣して、災害時における要配慮者の支援を実施しました。

国においては、平成26年度から補助制度を創設していただいております。また、平成28年度のチーム派遣費用について災害救助費の対象としていただいたほか、平成29年度には災害時の福祉支援体制に係るガイドラインの策定に向けた調査研究に取り組んでいただいたところですが、同チームの訓練等に係る必要額が不足する状況であるほか、災害救助法における位置付けが不明確であることから、依然として、都道府県の相互応援体制の構築や経費負担等の具体的取扱いなどに課題があります。

については、災害時における要配慮者への迅速かつ適切な支援体制の充実を図るため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

災害救助法第4条第1項の「救助の種類」に「福祉（介護を含む。）」を規定し、災害時における高齢者、障がい者等の要配慮者への福祉的支援が、災害救助の基本施策の一つであることを明確にするよう要望します。

また、同法第7条の「救助に従事させることができる者」に「福祉（介護）関係者」を明記し、必要な経費について災害救助費による支弁が可能であることを明確にするよう要望します。

#### 2 災害派遣福祉チームの制度化

災害時に避難所や福祉避難所において、要介護高齢者や認知症高齢者、障がい者等の要配慮者個々の状態に応じた介護など、緊急に必要な支援の把握・調整を行い、要配慮者にとって良好な避難環境の整備・調整や介護、相談援助などを担う、社会福祉士や介護福祉士、介護支援専門員等の専門職員で構成する「災害派遣福祉チーム」を制度化するとともに、全ての都道府県において当該チームを

派遣・調整するシステムを早急に構築するよう要望します。

また、災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等の災害福祉支援体制の整備に支障を来さないために、現行の補助制度を拡充するなど十分な財政措置を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

### 1 災害救助法における救助の種類への「福祉」の追加

- 災害救助法による救助の種類には「医療」についての規定はあるものの、「福祉（介護を含む）」に関する規定はなく、位置付けが不明確であることから、都道府県の相互応援体制の構築及び被災自治体の要請を受けて派遣された福祉・介護等の専門職員による支援について、経費負担等の具体的な取扱いなどが課題。
- 東日本大震災津波では被災者の避難所生活が長期間に及び、要配慮者に対する福祉・介護サービスの提供や相談支援等の適切な対処、避難所環境の改善など、様々な福祉的課題への対応の必要性が強く認められたところであり、熊本地震及び台風第10号災害においても同様の状況。
- 熊本地震及び台風第10号災害における本県災害派遣福祉チームの活動については、協議の結果、避難所設営に係る経費として後付けで整理され、災害救助費の支弁対象とされたところ（熊本地震については旅費のみが対象）。
- 「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」では、本県からの提案に対し、要配慮者に対する災害時の対応として、福祉避難所の設置や福祉サービスの柔軟な取扱いや、過去の災害で要配慮者への対応として行われた特例的な支援について、地方公共団体に周知する旨、内閣府から回答があったところ。

### 2 災害派遣福祉チームの制度化

- 本県においては、東日本大震災津波の経験を踏まえ、平成25年度に全国に先駆けて「災害派遣福祉チーム」を設置し、チーム派遣の仕組みを構築。
- 平成28年熊本地震では、災害派遣福祉チームとしては全国的にも初めての派遣を行ったほか、台風第10号災害では、県内の被災地（岩泉町等）へのチーム派遣を行い、現地の支援関係者等と連携して避難所等における要配慮者支援の充実強化に貢献。
- 厚生労働省では平成26年度から「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を創設し、災害福祉広域支援体制の整備等に係る経費について補助を行っているが、新たなチーム員の養成研修など、チーム派遣体制の確保に係る経費について、現行の定額補助では必要額に不足する状況。
- 「平成28年の地方からの提案等に対する対応方針（平成28年12月20日閣議決定）」では、本県からの提案に対し、災害時の要配慮者に対する福祉的支援について、災害福祉広域支援ネットワーク構築支援事業による都道府県単位での体制づくりを推進し、全国的な災害福祉支援体制の構築に努める旨、厚生労働省から回答を得ているところ。
- 平成29年度には、厚生労働省において「災害時の福祉的支援の在り方と標準化に関する調査研究事業」を実施し、都道府県における災害派遣福祉チームの設置を促進するため、災害福祉広域支援ネットワークの活動内容や構築の方法等を内容とするガイドラインを策定。

【県担当部局】保健福祉部 地域福祉課

## 6 国際貿易交渉への万全な対応

国際貿易交渉に当たっては、その結果により、本県の基幹産業である農林水産業のみならず、製造業、食の安全、投資、医療、労働、政府調達など、国民生活や経済活動の幅広い分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

国民の不安や懸念を払拭し、農林漁業者等が安心して経営を継続できるよう、「総合的なTPP等関連政策大綱」に掲げる内容を着実に実施するとともに、交渉の内容や進捗状況、国内への影響等について十分な情報提供を行うなど、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 国際貿易交渉への万全な対応

地域産業が将来にわたり持続的に発展できる貿易ルールの確立に向け、万全な対応をとるよう要望します。

#### 2 十分な情報提供等

農林水産業・商工業、国民生活に及ぼす影響等について、地域の実情を踏まえた早急かつ十分な情報提供を行い、国民的議論を尽くすなど、適切に対応するよう要望します。

#### 3 農林水産業の体質強化等に向けた施策の実施

本県の基幹産業である農林水産業が持続的に発展していくことができるように、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

#### 4 東日本大震災津波等被災地への配慮

東日本大震災津波や平成28年台風第10号災害からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないように、十分に配慮するよう要望します。

【現状】

1 国際貿易交渉の動向（主なもの）

|                       |  |
|-----------------------|--|
| TPP協定（環太平洋パートナーシップ協定） | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 27 年 10 月、閣僚会合において大筋合意</li> <li>平成 28 年 2 月、交渉参加 12 カ国が協定に署名</li> <li>平成 29 年 1 月、米国が離脱を表明</li> <li>平成 29 年 11 月、米国を除く参加 11 か国による閣僚会合において、新たな TPP（TPP 11）について大筋合意</li> <li>平成 30 年 3 月、チリにおいて署名式開催</li> </ul>                                  |
| 日EU・EPA               | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 7 月、日EU首脳会談において大筋合意</li> <li>平成 29 年 12 月、交渉妥結</li> </ul>   |
| 日米経済対話                | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年 2 月、日米首脳会談において、経済協議の枠組みとして設置を合意。麻生副総理とペンス副大統領をトップとし、「貿易・投資のルール／課題に関する共通戦略」、「経済・構造政策分野での協力」、「分野別協力」の三本柱を議論</li> <li>平成 29 年 4 月、初会合開催（東京）</li> <li>平成 29 年 10 月、第 2 回会合開催（ワシントン）</li> <li>平成 30 年 1 月、「貿易・投資間作業部会」（課長級会合）開催（東京）</li> </ul> |
| RCEP（東アジア地域包括的経済連携）   | <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年中の大筋合意を実現する方向で一致</li> </ul>  |

2 TPP11 等による農林水産物への影響（国の経済効果分析）

(1) TPP11

- 農林水産物の生産減少額：約 900～1,500 億円
- 試算対象品目：33 品目（関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物）

(2) 日EU・EPA

- 農林水産物の生産減少額：約 600～1,100 億円
- 試算対象品目：28 品目（関税率 10%以上かつ国内生産額 10 億円以上の農林水産物）

（注）農林水産物の生産額への影響について(平成 29 年 12 月、農林水産省)より

3 国における TPP11 等の関連予算の状況

(1) 平成 29 年度補正予算（総額 3,465 億円）

| 府 省 | 主な事業                         | 金額(億円) |
|-----|------------------------------|--------|
| 農水省 | 次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成         | 500    |
|     | 国際競争力のある産地イノベーションの促進         | 989    |
|     | 畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進        | 835    |
|     | 合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力の強化  | 402    |
| 国交省 | 農林水産物の輸出環境の整備・消費拡大対応（港湾整備など） | 82     |

(2) 平成30年度当初予算（総額528億円）

| 府 省 | 主な事業                          | 金額(億円) |
|-----|-------------------------------|--------|
| 経産省 | 中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取組（海外展開） | 43     |
| 経産省 | イノベーション、企業間・産業間連携による生産性向上促進   | 223    |

【参考】平成30年度農林水産関係予算の概要

|                  |                               | H30               | H29       |
|------------------|-------------------------------|-------------------|-----------|
| 総 額              |                               | 2兆3,021億円         | 2兆3,071億円 |
| 主<br>な<br>事<br>業 | 農業農村整備事業                      | 3,211億円           | 3,084億円   |
|                  | 中山間地農業ルネッサンス事業                | 400億円（各事業に優先枠を設定） |           |
|                  | 農業人材力強化総合支援事業                 | 233億円             | 202億円     |
|                  | 飼料用米等を推進するための取組（水田活用の直接支払交付金） | 3,304億円           | 3,150億円   |

【課題】

- 昨年、日EU・EPA等による経済効果分析結果が公表されたが、農林水産業のみならず、商工業や国民生活などへの具体的な影響について、早急かつ十分な情報提供を行うことが必要。
- 本県では、農林水産業の体質強化を進めることとしているが、農林漁業者が安心して経営を継続できるよう、「TPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じていくことが必要。

【県担当部局】 政策地域部 国際室  
農林水産部 農林水産企画室

## 7 地方の税財源の確保・充実

地方分権改革を実現するためには、地方が自由に使える財源を拡充することが不可欠であり、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保や偏在性が少なく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

社会保障関係費の増等による厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、実質的に前年度と同水準を継続して確保するよう要望します。

近年、地方公共団体の基金残高について、その増加をもって地方財政に余裕があるような議論が一部ありますが、地方公共団体の基金が自然災害等への備えや公共施設の老朽化対策等のために自ら歳出削減に努めて積み立てたものであることを踏まえ、基金残高の増加を理由とした地方交付税の削減が行われることがないよう要望します。

地方財政計画の策定に当たっては、地方の経済情勢を踏まえ、税収を的確に見込むとともに、人口減少対策や地方創生の推進等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。

また、地方交付税の基準財政需要額の算定におけるトップランナー方式の導入については、面積や人口密度など地域の実情に配慮し、地方交付税の財源保障機能に影響を与えることがないよう要望します。

併せて、地方財源不足の解消に当たっては、地方財政の健全性を確保するため、臨時財政対策債の大量発行によることなく、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づき国税の法定率を引き上げるよう要望します。

## 2 地方税財源の充実強化

### (1) 国・地方間の税源配分の見直し

地方分権を支える基盤は地方税であるとの観点から、地方税の充実や税源の偏在性が少なく税収が安定的な地方税の体系を構築するよう要望します。

### (2) 地方法人課税の偏在是正

2019年度税制改正に向けて、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 地方一般財源総額の確保と地方財政計画の適正化

- 平成30年度地方財政計画における一般財源総額は62兆1,159億円（前年度比+356億円、+0.1%）。
- 本県における財源対策3基金の残高は、平成29年度末時点で377億円（前年度末比▲76億円）。
- 地方財政計画の伸び率をもとに算定する標準税収入額に対して、平成29年度、本県は法人事業税等の実績が下回り、減収補填債を発行。

【平成29年度減収見込額（法人事業税）】

（単位：百万円）

| H29 標準税収入額 a | H29 調定見込額 b | 減収見込額 b - a |
|--------------|-------------|-------------|
| 28,112       | 25,374      | ▲2,738      |

##### 2 地方税財源の充実強化

- 国と地方の歳出比が42：58であるのに対し、国と地方の税収比は61：39となっており、国と地方の役割分担に見合う税源配分となっていないところ。
- 税源の偏在性は人口1人当たりの税収額での比較が一つの目安となっているところ、地方税合計額についてみると、本県(H28 238,696円)は、全国平均(同 307,977円)の77.5%で、全国最高の東京都(同 523,839円)に対しては45.6%となっている。
- 同様に地方法人課税分についてみると、本県は、全国平均の68.5%で、全国最高の東京都(同 249.6%)に対しては27.4%となっている。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課  
政策地域部 市町村課

## 8 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

東日本大震災津波をはじめ、平成 28 年台風第 10 号災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、陸上自衛隊岩手駐屯地は本県に欠くことのできない大きな存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害に迅速に対応していただくなど、県民生活の安全を守るために欠くことのできない大きな存在であることから、自衛隊の体制整備に当たっては、地域に与える影響などを考慮し、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成 25 年 12 月に決定された「平成 26 年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」において、今後の自衛隊の体制整備に当たっては、島嶼部に対する攻撃への対応を重視した防衛力を優先することを示しており、併せて、部隊の効率化を徹底しながら防衛力の整備に努めるとされているところ。
- 同計画には、「北海道及び九州以外に所在する部隊が装備する戦車については、廃止に向けた事業を進め、北海道以外に所在する火砲については、新編する方面直轄の特科部隊に集約する」旨も示されたところ。
- しかしながら、岩手駐屯地は、東日本大震災津波をはじめとする大規模災害に対応するための基地機能を担うとともに、多くの被災者を救出するなど県民生活の安全を守るために欠くことのできない大きな存在。

また、岩手駐屯地は、隊員の約 80%が岩手県出身者で構成される部隊。いわて国体への協力など地域振興にも大きな貢献をいただいております、地域と共に歩んできたところ。

- そのため、自衛隊の体制整備に当たっては、地域に与える影響を考慮し、勢力の維持を図る必要。

【県担当部局】総務部 総合防災室

## 9 マイナンバー制度の円滑な運用

本県では、これまで、マイナンバー制度の運用開始に当たり、関連する条例やシステムの整備を、国の示す計画どおり進めてきたところです。

今後、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を円滑に運用するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 マイナンバー制度の周知・広報の強化

マイナンバー制度が普及するためには、国民の理解が深まる必要があることから、制度の概要やメリット等に加え、必要となる手続や注意すべき事項等についても、各年齢層に対し一層の周知・広報を強化するよう要望します。

特に、情報弱者及び中小民間事業者等に対して、様々な媒体を活用して、効果的かつきめ細かな周知・広報を行うよう要望します。

#### 2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修及び維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

また、地方公共団体が実施するセキュリティ対策に必要な経費について、財政措置を確実に講じるよう要望します。

#### 3 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

**【現状と課題】**

- 国は、平成 26 年 10 月以降、ポスター掲示やヘルプデスクの設置、テレビや新聞広告等により、国民に対し広くマイナンバー制度の周知を図っているところ。
- 制度の円滑な運用、マイナンバーカードの利用増のほか、事業者の特定個人情報の適切な保護等のため、周知・広報をより強化することが必要。特に、高齢者、障がい者及び中小民間事業者等については、きめ細かな周知・広報が必要。
- マイナンバー制度の運用に伴い、今後新たにシステムの構築や改修、維持管理や連携テストが必要となった場合に発生する経費について、国と地方自治体との負担割合が不明確。
- 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携においては、日本年金機構、健康保険組合及び共済組合等、今後連携する機関が増えていくことから、国の責任の下での運営及び監視が必要。

【県担当部局】政策地域部 情報政策課

## 10 第三セクター鉄道への財政支援の一層強化

鉄道は旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラであり、その一端を担う第三セクター鉄道における安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっていることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の一層強化

鉄道施設総合安全対策事業のうち、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業について、対象経費の拡大及び補助率の引上げを行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 設備整備の必要性

- IGRいわて銀河鉄道線は、東日本大震災津波発災の1週間後に早期復旧し、貨物列車による日本海側を迂回した緊急石油輸送が実現。国家の重要インフラとしての機能を発揮し、同線が緊急時のライフラインの確保に果たす役割が実証されたところ。しかし、同線の開業時にJR東日本(株)から有償譲渡を受けた資産を中心に、設備の老朽化が進行しており、その整備が必要となっている。
- 貨物列車が走行するための設備の整備に要する経費等に対しては、JR日本貨物鉄道(株)から線路使用料(経費の概ね8割)が支払われるが、IGRいわて銀河鉄道(株)負担分(概ね2割)も多額であり、未だ負担が重い状況。
- 三陸鉄道は開業後33年を経過し、設備や車両の老朽化が著しく進行している状況にあり、特に、橋りょう及びトンネルなどの構造物は鉄道の安全輸送の根幹をなすものであり、高い安全性が求められるほか、国鉄時代に建設された土木構造物においては、竣工から40年以上を経過するものもあり、その更新と維持管理に係る負担が重い状況。

##### 2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による国庫補助を受ける上での制約

- 鉄道事業者が行う安全性の向上に資する設備の整備に対し、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業による補助制度(補助率1/3)が措置されているが、下記の制約がある。
  - ・ 鉄道事業再構築実施計画を実施する鉄道事業者への補助率は平成25年度から1/2に引き上げられたが、その他の鉄道事業者への補助率は、従前どおり1/3である。
  - ・ 旧国鉄から譲り受けた鉄道施設・設備等の老朽化に伴うトンネルなどの修繕工事、無線のデジタル化、指令システムの改修等の(大規模な)設備更新が必要だが、複数年にわたる事業は補助対象外となっている。(複数年工事を単年度毎発注すると事業費が嵩む。)

【県担当部局】政策地域部 交通政策室

## 11 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところでは、

今後も消費生活相談体制を維持強化していくためには、安定的な財源確保が必要であることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 地方消費者行政に係る財政支援の継続・拡充

地方消費者行政の機能強化を図るため、地方消費者行政強化交付金を継続するとともに、使途の拡充など消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 交付金による現状と成果

- 消費者行政活性化基金等により県及び市町村の消費生活相談体制の整備をはじめとする消費者行政の充実・強化に取り組んだ結果、平成25年度までに県内全市町村に消費者相談窓口が設置されるなど、機能強化が図られたところ。
- 地方消費者行政推進交付金の対象期間は、事業に着手した年度から最大で9年間とされており、相談員の人件費や研修、普及啓発に係る経費など、平成21年度から実施している事業への財政支援は平成29年度で終了し、順次、着手した年度に応じて活用期間が終了する。

##### 2 今後の課題

- 県及び市町村が計画的・継続的に消費生活相談体制を維持強化していくためには、引き続き安定的な財源確保が必要である。
- 今年度から措置された地方消費者行政強化交付金については国の重要施策として示された事業が対象であり、市町村が求める事業とは必ずしも一致していない状況にある。  
そのため、地域の実情や消費者トラブルの現状に合わせて対応できるよう、対象事業を拡充する必要がある。
- また、交付率が事業毎に1/2となっているため、県及び市町村には影響が大きく、これまで整備・強化してきた消費生活相談体制が十分に機能しなくなるおそれがある。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

## 12 水道の施設整備等に係る予算の確保

これまで市町村等は、水道の施設整備に係る国庫予算を活用して、水道の普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

今後、配水管等の耐震化や更新を、これまで以上に推進する必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 水道の施設整備等に係る予算の確保

市町村等が水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を、引き続き十分に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成 28 年度の水道普及率は、全体で 94.0%（全国平均 97.9%）にとどまっており、市町村間では 60.8%～99.4%と大きな開きがある。
- 平成 28 年度の水道施設の耐震化率は、基幹管路 49.4%、浄水施設 28.2%にとどまっており、また、配水池 36.5%（全国平均 53.3%）、病院等の重要給水施設への配水管の耐震化率は 45.9%（全国平均 46.4%）と全国に比べ低い。
- 県内の多くの市町村では、人口減少の中、水道施設整備費が割高となる中山間地域を有し、厳しい経営環境下で水道事業を運営しており、資金の不足による料金改定のため利用者の負担増が懸念される。
- 市町村等は、普及率の向上、老朽化対策・耐震化、事業統合・広域化のため、耐震化計画等をもとに水道国庫補助金等を活用し施設整備を進めている。
- 平成 30 年度は要望額に対し 100%の予算措置となっているが（平成 26 年度 100%交付、平成 27 年度 70%交付、平成 28 年度 61%交付、平成 29 年度 87%交付）、過去 3 年間には要望額に対し十分な充足率とはならず整備計画の縮小、遅延を余儀なくされた。
- 重要なライフラインである水道の普及、施設の耐震化・更新等を計画的に行っていくためには、施設整備に要する費用に対して国による十分な予算の確保が必要である。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

## 13 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されてきたところですが、恒久的財源対策、3メートル坑の安全対策等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

#### 2 3メートル坑の安全対策

専門家による調査の結果、いずれ崩壊し、坑廃水の漏出のおそれもあるとされた3メートル坑の安全対策について、必要な予算を確保するとともに、技術的助言など全面的な支援を要望します。

#### 3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期するとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、水質保全措置も含めた河川の一体管理を国で行うよう要望します。

【現状と課題】

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

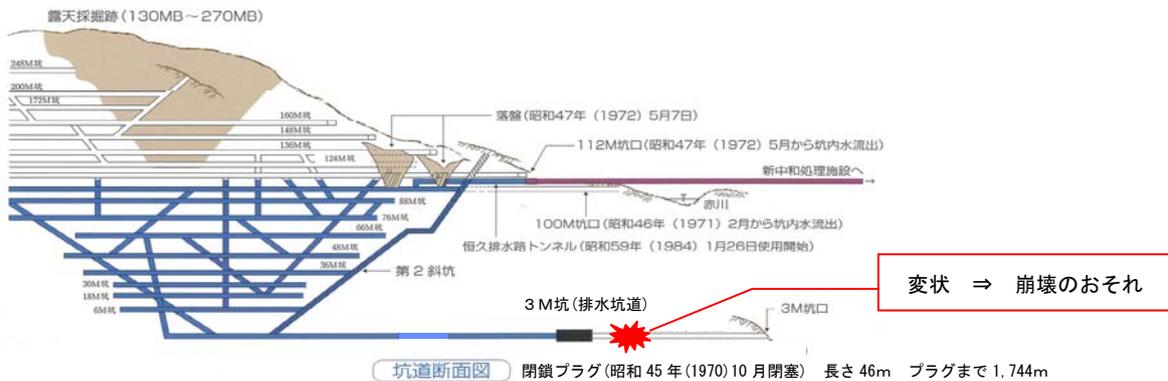
- 旧松尾鉱山の坑廃水処理は、半永久的に 24 時間 365 日休むことなく実施していかなければならないものであることから、国において法整備を行い、国の財政事情に影響されない恒久的で安定した財政制度の確立を求めてきたが、「引き続き補助金の交付により、坑廃水処理が確実に実行されるよう支援していく。」との回答にとどまっている状況。
- 平成 30 年度は全国枠で概算要求額どおりの予算内示となっており、中和処理に係る維持管理費用は要求額どおり確保されているところ。

【休廃止鉱山鉱害防止等工事費補助金（全国枠）の推移】

|     | 予算額       | 概算要求額     | 対概算比   | 補正予算    |
|-----|-----------|-----------|--------|---------|
| H30 | 2,350 百万円 | 2,350 百万円 | 100.0% | —       |
| H29 | 2,106 百万円 | 2,106 百万円 | 100.0% | 130 百万円 |
| H28 | 2,050 百万円 | 2,096 百万円 | 97.8%  | 200 百万円 |
| H27 | 1,904 百万円 | 2,400 百万円 | 79.3%  | —       |
| H26 | 1,906 百万円 | 2,015 百万円 | 94.6%  | 190 百万円 |
| H25 | 1,915 百万円 | 1,915 百万円 | 100.0% | 500 百万円 |

2 3メートル坑の安全対策

- 坑内からの坑廃水の流出を防止する閉鎖プラグが設置されている旧排水坑道「3メートル坑」は、坑道の変状が毎年進んできており、いずれ崩壊が想定されることから、国が早急に安全対策を講じる必要があるところ。
- 閉鎖プラグは、鉱山行政を所管する国（経済産業省）が昭和 45 年度に行政代執行で設置したもので、県は、閉鎖プラグと 3メートル坑について、法的になんら管理義務を有しているものでないことから、国が自らの責任において必要な措置をとるよう要望してきたが、「補助金等により支援していく」との回答があったところ。
- 一方、専門家から「直ちに崩落が発生する危険な状況ではないが、できるだけ早期に対策へ着手する必要がある」との意見があり、30 年以上にわたり新中和処理施設を稼働してきた実績・成果を踏まえ、その維持管理の一環として、県が 3メートル坑対策を実施することとしたもの。
- 平成 31 年度からの工事に向け、予算の確保が重要な課題であること。



3 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

- 赤川保全水路は、抗廃水の発生原因である雨水等の地盤への浸透防止のため、昭和 47 年に建設省が整備に着手（全体計画 L=9,040m）し、昭和 56 年に緊急整備区間（L=2,046m）が完了。
- その他の区間（L=6,994m）は未着工であり、県では、残区間の早期整備を継続して要望してきたが、国土交通省からは、昭和 59 年の北上川酸性水恒久対策専門委員会の意見を踏まえ、所期の目的は達成されており工事区間を延伸しても効果が期待できないとして、事業は完了との認識を示されている状況。
- このため、平成 19 年度から、水質保全措置も含めて、上流（赤川）から下流（北上川）まで国直轄により河川の一体管理を行うよう要望しているところ。

【県担当部局】 環境生活部 環境保全課  
 県土整備部 河川課

## 14 最終処分場の新設等に対する支援

これまで東日本大震災津波による災害廃棄物処理について、国から財政支援をいただき、仮設焼却炉の設置等により処理が完了しているところです。

しかしながら、短期間に想定以上の廃棄物を処理したことにより、本県内の最終処分場の残余容量が減少したこと等から、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場及び一般廃棄物処理施設の整備に対し、交付金事業の財源確保及び財政支援を継続するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 廃棄物最終処分場等の整備に対する財政支援

東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対策による覆土量の増加等により、本県内の廃棄物最終処分場の残余容量が減少していることから、県の公共関与による産業廃棄物最終処分場の後継となる処分場の整備費について、交付金事業による整備完了までの確実な財源の確保とともに、一般廃棄物最終処分場整備費に対し、財政支援を継続するよう要望します。

また、災害廃棄物の処理等により整備計画を延期せざるを得なかった特定被災地方公共団体等における一般廃棄物処理施設の改修、整備等について、事業完了まで地方財政負担を軽減し、財政支援措置を継続するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 産業廃棄物最終処分場整備の支援

- 本県の産業廃棄物最終処分場（いわてクリーンセンター）は、災害廃棄物の埋立てや放射性物質汚染対処特措法への対応による覆土量の増加などにより残余容量が減少していることから、後継となる最終処分場の整備が必要。
- 県では、平成 25 年 3 月に「産業廃棄物最終処分場整備基本方針」を策定し、整備候補地の選定を進め、平成 27 年 3 月には、八幡平市平館柁沢地区を整備予定地とし、同市と円滑な整備を推進するための確認書を取り交わすとともに、平成 29 年 3 月に事業主体である一般財団法人クリーンいわて事業団がとりまとめた整備基本計画・基本設計に基づき実施設計、環境影響評価及び用地取得に取り組んでいるところ。
- 施設整備費には国（環境省）の交付金事業を活用していくが、事業規模が大きく、事業期間も 3 期 45 年と長期に渡ることから制度の継続と確実な財源の確保が必要。

## 2 一般廃棄物最終処分場整備の支援

- 一般廃棄物最終処分場においては、災害廃棄物の処理や放射性物質汚染対策による覆土量の増加により残余容量が減少し、新設や既存処分場の拡張が必要となっている状況。
- このため、循環型社会形成推進交付金事業に加え、手厚い財政支援が必要。また、用地選定や環境影響評価等に時間を要することを踏まえ、財政支援を継続することが必要。

## 3 一般廃棄物処理施設整備の支援

- 特定被災地方公共団体等における一般廃棄物処理施設においては、大量の災害廃棄物等の処理を優先的に実施したことにより、予定していた整備計画を変更せざるを得なかった状況。
- このため、延期された一般廃棄物処理施設整備の実施に当たり、循環型社会形成推進交付金事業に加えた手厚い財政支援が必要であることから、事業完了まで地方負担の軽減を含め、財政支援措置を継続することが必要。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、廃棄物特別対策室

## 15 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

ついては、地域医療確保に必要な財政支援の拡充等について、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

消費税増収分を財源とした医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金について、医療分の予算が増額されたところではありますが、深刻な医師不足など地域の医療課題の実情を踏まえて配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにするとともに、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするよう要望します。

#### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

##### (1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する特別交付税や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率や補正の適用について所要の見直しを行うなど、地方財政措置を更に拡充するよう要望します。

## **(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定**

これまでの診療報酬改定において、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価を更に充実するよう要望します。

また、仕入控除できない消費税による負担が公立病院等の経営を圧迫する要因となっているため、医療に係る消費税制のあり方を検討するに当たっては、公立病院等の負担軽減が図られるよう要望します。

## **3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援**

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

## **4 医療施設の耐震化促進に対する支援**

医療施設の耐震整備に対する支援については、医療施設耐震整備事業による補助のほか、医療施設耐震化臨時特例交付金の創設により拡充されたところですが、事業によって補助の対象や期間が定められ、対象とならない医療施設もあることから、耐震化を更に推進していくため、恒久的かつ充実した制度を構築するよう要望します。

## **5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保**

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業の実施に多大な支障を来していることから、十分な予算を確保するよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 医療・介護サービスの提供体制確保のための支援

- 医療及び介護の総合的な確保に向けた取組を着実に推進するため、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための地域医療介護総合確保基金による安定した財源が必要。医療機関の施設・設備整備に関する事業への重点配分方針が示されているが、施設・設備を整備しても医師、看護師、理学療法士や作業療法士など医療従事者の確保が困難なケースもあることから、それらの実情を踏まえた配分とすることが必要。また、地域の実情に応じ必要な事業を確実に実施するため、事業区分間の額の調整を柔軟にできるようにすることが必要。

- 地域医療構想策定後は、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設設備整備事業の要望が増えると考えられるため、国の予算規模の安定的な確保が必要。

平成26年度基金造成額 10.2億円 【参考】 要望額10.2億円

平成27年度基金造成額 20.1億円（医療分9.5億円、介護分10.6億円）

平成28年度基金造成額 31.9億円（医療分10.6億円、介護分21.3億円）

平成29年度基金造成額 21.7億円（医療分12.9億円、介護分8.8億円）

平成30年度基金所要額 17.4億円（医療分14.5億円、介護分2.9億円）※

※平成30年度当初予算額ベース

### 2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

- 「公立病院に係る財政措置の取扱い」の改正（平成28年4月1日）により公立病院等に対する特別交付税の算定方法が見直され、公立病院に対する繰出しを行っている自治体や公的病院等に対する助成を行っている自治体の負担が増大する事例が発生。

- 公立病院等は、採算面から、民間による提供が困難な救急医療、へき地医療を担うなど地域医療の確保に重要な役割を果たしていることを考慮し、公立病院事業に係る所要額を確実に地方交付税において措置するなど、公立病院の運営に配慮した地方財政措置の拡充が必要。

- 平成30年診療報酬改定においては、二次救急医療機関に対する夜間救急看護体制の評価の新設や医師の負担軽減を考慮した小児かかりつけ診療科の要件緩和などが行われたところであるが、へき地医療や高度・先進的な医療など公立病院等が果たす役割についても考慮し、診療報酬における更なる評価の充実が必要。

- 医療に係る消費税等の税制の在り方については、平成30年度税制改正大綱において、平成31年度税制改正に際し、総合的に検討し、結論を得るとされた。

### 3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

- 岩手医科大学のように県内唯一の医科大学である場合は、私学であっても他の国立大学と同様に、地域医療の確保に重要かつ欠くことのできない機能を果たしていることから、県としても研究費助成や奨学金制度など様々な財政支援に取り組んでいるところであり、国においても財政支援の充実が必要。

### 4 医療施設の耐震化促進に対する支援

- 耐震化促進法の改正に伴い、5,000㎡以上の病院は耐震診断の実施が義務化されるなど、医療施設の耐震化を促進することが必要であるが、臨時特例交付金による耐震整備は、災害拠点病院等を対象としており、平成25年度末までに、都道府県が耐震化整備指定医療機関として指定した病院

の耐震化整備事業が完了するまでの臨時的な措置。(本県は平成 29 年度に完了。)

- 国庫補助事業については、臨時特例交付金事業に比較して補助額が著しく低く抑えられるとともに、公立病院は対象となっていないこと、地域医療を担っている民間病院も Is 値により補助対象とならない場合が多いことなどから補助制度の活用に結びつかない状況。
- 医療施設の耐震化を促進するため、恒久的な充実した制度の構築が必要。

#### 5 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保等

- 平成29年度、本県では8つの県事業を統合補助金により実施したが、補助金交付決定額は事業計画額の56.0%に留まったため、各事業の実施内容の再検討を余儀なくされ、関係者との調整等に大変苦慮。
- 平成30年度も、平成29年度に引き続き、救急医療対策・周産期医療対策等、地域の医療提供体制の確保に不可欠な11事業メニューを同補助金で実施することとしていることから、国において十分な予算確保が必要。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

## 16 診療報酬の改定等

平成 30 年 4 月に行われた診療報酬改定では、公表されている本体改定率はプラスとなったものの、診療報酬全体では平成 28 年度に引き続きマイナス改定となり、医療機関にとっては大変厳しい改定率と言えます。

厳しい経営環境にありながらも、公立病院が住民ニーズに対応した適切な医療を提供している実情を十分考慮し、診療報酬の改定や医療に係る消費税制の取扱いの抜本的な見直しについて適切な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 〈 要 望 事 項 〉

#### 1 診療機能分担への評価

地域医療構想を実現するためには、限られた医療資源のもとで、医療機関の役割分担と連携体制を構築していくことが必要ですが、公立病院等に限らず、同一開設者の病院間で転院した場合は入院日が通算されるなど、診療報酬において地域の実情を踏まえた適切な評価がなされていないところです。

広大な県土を有し、医療資源に乏しい地域を抱える本県では、地域医療を確保するため、役割分担された 26 の県立病院等及びリハビリテーションセンターなどを県が開設者となって運営し、相互に連携することで地域住民に良質な医療を持続的に提供しているところですが、こうした地域の実情を十分考慮した評価がなされるよう要望します。

#### 2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % になり、診療報酬体系の中で考慮されていますが、実際に支払う消費税額に応じたものではないため、控除対象外消費税（損税）の負担が生じています。

また、2019 年 10 月に予定されている消費税率 10 % への引上げにより、このままでは控除対象外消費税（損税）の負担がさらに生じて、公立病院等の経営環境は一層厳しさを増すものと懸念されることから、診療報酬によって措置されている額を超えて医療機関が負担している仕入税額相当額を控除し、その超過額を還付できる税制上の措置を講じるなど、抜本的な見直しを行うよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 診療機能分担への評価

- 広大な県土を有する本県では、県が開設者となって26 県立病院等（20 病院及び6 地域診療センター）及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っているところ。
- これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携（病病・病診連携）を図りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築。
- 現行の診療報酬の算定において、開設者が同一の病院間で転院した場合に入院日が通算される取扱いを、病院毎の入院日を起算日として取り扱うことや、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に同一開設者による病院間での紹介等も含めて算定できるようにするなど、地域の実情を十分に踏まえた評価が必要。

### 2 医療に係る消費税制度の抜本的見直し

- 平成26年4月から消費税率が8%になり、消費税分の診療報酬は考慮されたが、基本診療料を中心とした上乘せであり、実際に支払う消費税額に応じたものではないため、公立病院等の経営環境は依然として厳しい状況。
- 平成26年に消費税率が引き上げられた際の診療報酬による補填状況は、公立病院の補填率が他の設置主体の医療機関と比べ最も低い。
- 医療機器や薬品、診療材料を購入する際には課税されるが、患者に転嫁できず、控除対象外消費税（損税）が生じている。特に公立病院は職員数を抑制せざるを得ず、外部委託が多いため、損税負担が大きくなっており、経営を一層圧迫し大きな負担。
- 2019年10月に予定されている消費税率10%への引上げにより、このまま損税負担が増すことになると公立病院等の経営環境は一層厳しくなることが想定されることから、診療報酬によって措置されている額を超えて医療機関が負担している仕入税額相当額を控除し、その超過額を還付できる税制上の措置など抜本的な見直しが必要。

【県担当部局】医療局 医事企画課、経営管理課

## 17 農林業における「産地づくり」

農林業の体質強化を図るため、「産地づくり」に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 農業の競争力強化

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、立地条件や農業形態などの地域の実情を十分に配慮し、農業の持続的な発展に向けた各種施策を着実に展開するよう要望します。
- (2) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、2019年産以降も助成水準を維持するよう要望します。

特に、「水田活用の直接支払交付金」については、農業者が安心して飼料用米生産等に取り組むことができるよう、恒久的な制度とするとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 「農地中間管理事業」の機構集積協力金について、予算配分の算定基礎としている新規農地集積面積当たり単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 「食料・農業・農村基本計画」の着実な推進

- 基本計画に基づき、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を推進するためには、地域の実情に十分配慮した施策の展開が必要。

##### 2 経営所得安定対策等の予算措置

- 意欲ある担い手が展望を持って営農に取り組むためには、将来にわたって経営の安定を図っていくことが重要であることから、経営所得安定対策等の十分かつ安定的な財源の確保が必要。
- 今後も、需要に応じた生産を推進するためには、「水田活用の直接支払交付金」を最大限に活用し、飼料用米や大豆への転換、野菜・花き等の高収益作物の生産拡大を進めていくことが必要。

【本県への交付額】

|                               | 対象作物            | H26 交付額  | H27 交付額  | H28 交付額  |
|-------------------------------|-----------------|----------|----------|----------|
| 畑作物の直接支払交付金<br>(ゲタ対策)         | 麦、大豆、そば、<br>なたね | 20.1 億円  | 23.7 億円  | 25.7 億円  |
| 米・畑作物の収入減少影響緩和<br>交付金 (ナラシ対策) | 米、麦、大豆          | 23.4 億円  | 8.2 億円   | 4.7 億円   |
| 米の直接支払交付金<br>(7,500 円/10a)    | 米               | 32.8 億円  | 30.8 億円  | 30.2 億円  |
| 水田活用の直接支払交付金                  | 飼料用米等           | 106.6 億円 | 133.4 億円 | 140.1 億円 |
| 計                             |                 | 182.9 億円 | 196.1 億円 | 200.6 億円 |

※ 端数処理の関係で合計は一致しない

【飼料用米の作付面積】

|     | H26 年産   | H27 年産   | H28 年産   | H29 年産   | (H29/H26) |
|-----|----------|----------|----------|----------|-----------|
| 岩手県 | 2,036ha  | 4,162ha  | 4,682ha  | 4,676ha  | 230%      |
| 全国  | 33,885ha | 79,467ha | 90,764ha | 91,505ha | 270%      |

※ 26～28 年産は支払い実績ベース。29 年産は申請ベース

3 「農地中間管理事業」等に係る所要額の確保

- 「農地中間管理事業」における機構集積協力金は、担い手への農地の集積・集約化に向けた地域の話し合いを進める上で重要。

【機構集積協力金の所要額及び国配分額】

|          | H27          | H28        | H29        |
|----------|--------------|------------|------------|
| 所要額 (①)  | 2,191,142 千円 | 812,992 千円 | 417,901 千円 |
| 国配分額 (②) | 2,184,113 千円 | 884,065 千円 | 392,585 千円 |
| ①-②      | ▲7,029 千円    | 71,073 千円  | ▲25,316 千円 |

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 2 日本型直接支払制度の予算措置と地方財政措置の充実

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、共同活動等を通じ、担い手農家への農地集積等の構造改革を後押しするため、「日本型直接支払制度」の取組拡大に向け十分な予算を措置するよう要望します。

また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受することから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 日本型直接支払制度の取組面積

- 本県では、日本型直接支払制度の取組拡大を図っているところであるが、多面的機能支払及び中山間地域等直接支払における平成 30 年度の国の当初配分額は、要望額の 96%に止まっている状況。
- 担い手への農地集積等構造改革を進める上で重要な制度であり、制度の創設以降、年々取組を拡大していることから、計画的に取組を実施するためには、2019 年度の確実な予算措置が必要。

#### 《 日本型直接支払制度の取組面積 》

(単位：ha)

| 区 分         | 26 年度  | 27 年度<br>(26 年度比) | 28 年度<br>(26 年度比) | 29 年度<br>(26 年度比) | 30 年度見込<br>(26 年度比) |
|-------------|--------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------|
| 多面的機能支払     | 63,827 | 71,871 (113%)     | 73,852 (116%)     | 74,629 (117%)     | 75,451 (118%)       |
| 中山間地域等直接支払  | 22,927 | 23,111 (101%)     | 23,869 (104%)     | 23,929 (104%)     | 24,075 (105%)       |
| 環境保全型農業直接支払 | 2,428  | 4,047 (167%)      | 4,982 (205%)      | 4,078 (168%)      | 4,647 (191%)        |

#### 《 日本型直接支払制度における国の平成 30 年度予算配分状況 (国費ベース) 》

| 区 分         | 取組面積<br>(ha) | 要望額※<br>(百万円) | 配分額<br>(百万円) | 充当率<br>(%) |
|-------------|--------------|---------------|--------------|------------|
| 多面的機能支払     | 75,451       | 2,734         | 2,625        | 96         |
| 中山間地域等直接支払  | 24,075       | 1,734         | 1,685        | 97         |
| 環境保全型農業直接支払 | 4,647        | 114           | 内示額未定        | -          |
| 計           | 104,173      | 4,582         | -            | -          |

※ 要望額は県予算額であること。

##### 2 日本型直接支払制度における財政負担の軽減

- 国は「国・地方・農業者等に利益が及ぶ」という考え方のもと、国と地方がそれぞれ負担する制度設計としているが、農業・農村の有する多面的機能の発揮による効果は国民全体が享受するもの。
- 現在、一定の地方財政措置がなされているが、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」の施行に伴って日本型直接支払の取組の拡大に当たっては、県や市町村の財政負担が課題となることから地方財政措置の充実が望まれるところ。

《日本型直接支払制度の地方財政措置（平成 29 年度）》

1 多面的機能直接支払

注：(%)は支払総額に対する割合

|        |                     |                          |                |
|--------|---------------------|--------------------------|----------------|
| 国(50%) | 県(25%)              |                          |                |
|        | 普通交付税措置<br>6割 (15%) | 特別交付税措置<br>残余の4割<br>(4%) | 実負担予定額<br>(6%) |
|        | 市町村(25%)            |                          |                |
|        | 普通交付税措置<br>6割 (15%) | 特別交付税措置<br>残余の6割 (6%)    | 実負担予定額<br>(4%) |

2 中山間地域等直接支払

|             |                       |                          |                  |
|-------------|-----------------------|--------------------------|------------------|
| 国(50%又は1/3) | 県(25%又は1/3)           |                          |                  |
|             | 普通交付税措置<br>1/3 (8.6%) | 特別交付税措置<br>残余の5割 (8.6%)  | 実負担予定額(8.6%)     |
|             | 市町村(25%又は1/3)         |                          |                  |
|             | 普通交付税措置<br>1/3(8.6%)  | 特別交付税措置<br>残余の7割 (12.1%) | 実負担予定額<br>(5.1%) |

3 環境保全型農業直接支払

|        |                       |                          |                   |
|--------|-----------------------|--------------------------|-------------------|
| 国(50%) | 県(25%)                |                          |                   |
|        | 普通交付税措置<br>5割 (12.5%) | 特別交付税措置<br>残余の5割(6.25%)  | 実負担予定額(6.25%)     |
|        | 市町村(25%)              |                          |                   |
|        | 普通交付税措置<br>5割 (12.5%) | 特別交付税措置<br>残余の7割 (8.75%) | 実負担予定額<br>(3.75%) |

【県担当部局】農林水産部 農業振興課、農業普及技術課、農村建設課

## 《 要 望 事 項 》

### 3 産地づくりに必要な施設等の整備に対する支援

「強い農業づくり交付金」について、東日本大震災津波からの復興需要等による工事費の高騰を踏まえ、上限事業費を引き上げるとともに、産地の基盤強化に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、農作物の品質や単収などが高い水準にある産地においても、産地の更なる発展に向けて制度を活用できるよう、成果目標基準の見直しを要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 「強い農業づくり交付金」の予算確保

- 「強い農業づくり交付金」による施設整備は、産地の基盤強化に結びつき、「強い農業」づくりに大きく貢献しているところ。今後においても国の十分な予算措置が必要。
- 東日本大震災津波により被災した本県では、復興需要等による工事費の高騰を踏まえて、上限事業費の設定が必要。

#### 【岩手県が発注する建設工事等の積算に用いる設計単価】

(円/人・日)

|        |        |        |        |        |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| H22.4  | H23.4  | H24.4  | H25.4  | H26.2  | H27.2  | H28.2  | H29.3  | H30.3  |
| 12,100 | 11,800 | 11,800 | 15,100 | 16,100 | 16,400 | 17,500 | 17,700 | 18,300 |
| 100%   | 98%    | 98%    | 125%   | 133%   | 136%   | 145%   | 146%   | 151%   |

※ 平成22年度～30年度 土木関係設計単価（普通作業員の設計労務単価）（岩手県県土整備部）

#### 【「強い農業づくり交付金」実施要領上限事業費】

(平成29年3月31日改正)

| 整備事業の内容    |         | 上限事業費  |
|------------|---------|--|
| 穀類乾燥調製貯蔵施設 | 種子用を除く。 | 米にあつては計画処理量1トンにつき<br>325千円<br>麦にあつては計画処理量1トンにつき<br>450千円 |

- 「強い農業づくり交付金」では、これまでの取組により、農作物の品質や単収が高い水準にある先導的な産地は、成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、産地をさらに発展させるための取組に対しても配慮が必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 4 米需給調整の着実な推進

- (1) 国全体で主食用米の需給と価格安定が図られるように、実効性のある推進体制を確立するよう要望します。
- (2) ミニマムアクセス米について、国内産主食用米の価格の低下が懸念されることから、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 米政策の見直し

- 現在、岩手県農業再生協議会において、米政策の見直しに的確に対応する仕組みの検討を行っているところであるが、国全体で米の需給と価格の安定が図られることが重要であることから、全ての都道府県が需要に応じた生産に取り組むような、実効性のある推進体制を確立することが必要。

#### 【岩手県農業再生協議会の対応】

- 転作も含めた今後の水田農業の推進方針（中期ビジョン）を整理
  - ・ 品目別の推進方針、担い手育成と農地集積の推進方針を整理
  - ・ 県段階の方針は平成 29 年 5 月
- 平成 30 年以降、県農業再生協議会が、生産数量目標に代わる市町村別の生産目安を市町村別に算定・提示（平成 30 年産は平成 29 年 12 月に決定・提示）
- 地域農業再生協議会は、生産目安をもとに、次年産の主食用米及び転作作物の作付け計画を決定・推進

##### 2 ミニマムアクセス米の販売

- ミニマムアクセス米の主食用への仕向け量が増大した場合、国内産主食用米の価格低下が懸念されることから、引き続き国内需給に影響を及ぼさないよう対策を講ずることが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 5 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、以下の措置を講じるよう要望します。

- (1) 種子の安定供給に向けて必要な種子生産用の施設・機械を整備できるように、「強い農業づくり交付金」の成果目標基準等の見直しを行うこと。
- (2) 都道府県が、これまでどおり種子の生産及び普及に取り組むことができるよう、地方交付税措置を堅持すること。

#### 【現状と課題】

- 本県の主要農作物種子関連施設の多くが、整備後 15 年以上経過し、施設の老朽化により、種子の安定供給に支障を来すおそれ。
- 主要農作物種子法廃止後も、本県では、農業生産の根幹をなす稲、麦及び大豆の種子の安定生産・供給体制を引き続き維持していくこととしているが、種子生産の施設・機械の整備に当たっては、強い農業づくり交付金を活用する場合、種子生産による成果目標達成のためのポイントの獲得が困難であることから、優先的に支援を受けられるよう見直しが必要。
- 参議院農林水産委員会の付帯決議に基づいて、都道府県への地方交付税措置の確保、種子の国外流出の防止、特定事業者による種子の独占の防止に万全を期す必要。

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 6 「燃油価格高騰対策」の恒久化

「燃油価格高騰緊急対策」については、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するため、恒久的な制度を創設するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 現在実施されている施設園芸等燃油価格高騰緊急対策は、2020年4月30日まで事業期限が延長されたところ。
- 燃油価格は平成25年以降下落傾向にあったが、平成28年は上昇に転じており、今後、社会情勢等により高騰することも想定されるため、将来にわたり、園芸農家の安定的な経営が実現されるよう、恒久的な制度の創設が必要。

#### 《加温期間（11月～4月）の燃油価格の推移》

(円/リットル 税込)

| 油 種 | H23年 | H24年 | H25年  | H26年 | H27年 | H28年 | H29年 |
|-----|------|------|-------|------|------|------|------|
| A重油 | 91.0 | 95.3 | 103.3 | 86.3 | 64.9 | 65.1 | 74.4 |
| 灯 油 | 92.6 | 97.8 | 104.8 | 88.2 | 64.8 | 75.1 | 85.5 |

※石油製品価格調査 A重油：東北 小型ローリー、灯油：岩手 民生用配達価格

※H29年は、重油は11～2月、灯油は11月～3月の平均値

【県担当部局】 農林水産部 農産園芸課

## 《 要 望 事 項 》

### 7 畜産業の体質強化に向けた予算の確保

#### (1) 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

畜産経営の規模拡大等による収益力の強化に向け、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### (2) 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

繁殖雌牛の増頭を図り、子牛の生産拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 畜産経営の施設整備等に係る予算の確保

- 「草地畜産基盤整備事業」は、草地整備と施設整備を一体的に進めることが可能な事業であり、本県の畜産基盤の強化を図るためには重要な事業。
- 平成 30 年度は 5 地区、2019 年度以降は 6 地区での実施を予定しており、個別経営体の他、公共牧場での草地整備及び TMR センター等の外部支援組織の施設整備が計画されているところ。  
1 地区は概ね 5 か年で完了することとなっていることから、要望額に応じた予算の確保が必要。

#### 【「草地畜産基盤整備事業」の要望額の推移】

(単位：千円)

| 区 分              | H30 年度<br>(2018) | 2019 年度 | 2020 年度 | 2021 年度 | 2022 年度 | 2023 年度 |
|------------------|------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 地区数              | 5                | 6       | 6       | 5       | 5       | 3       |
| 要望見込額 (国費)       | 290,053          | 867,242 | 880,390 | 923,940 | 757,875 | 182,825 |
| 増加率<br>(H30 を基準) | 100%             | 299%    | 304%    | 319%    | 261%    | 63%     |

- 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、国の平成 29 年度補正で 666 億円が措置されており、本県では、施設整備で約 15 億円、機械導入で約 4 億円を要望しているところ。  
当該事業の継続実施が不透明な中、本県での 2019 年度の施設整備の要望は、補助金ベースで約 23 億円 (27 経営体) となっている。
- また、機械導入については、これまでの配分額が要望額の 5 割に満たない状況であり、酪農や肉用牛の生産基盤の強化を図るため、事業の継続と十分な予算の確保が必要。

【本県の「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」の要望額と配分額】 (単位：千円)

| 国の予算区分   | H27年度<br>当初 | H27年度<br>補正 | H28年度<br>補正 | H29年度<br>補正   | H31年度の要<br>望額 |
|----------|-------------|-------------|-------------|---------------|---------------|
| 施設整備要望額① | 938,587     | 1,494,317   | 1,471,479   | 1,508,341     | 2,320,000     |
| 交付決定額②   | 350,416     | 1,220,637   | 1,471,479   | (内報)1,508,341 | —             |
| 充足率(②/①) | 37%         | 82%         | 100%        | 100%          | —             |
| 機械導入要望額③ | ※1,143,195  | 783,080     | 689,818     | 397,514       | —             |
| 配分額④     | 385,742     | 361,093     | 309,606     | —             | —             |
| 充足率(④/③) | 34%         | 46%         | 45%         | —             | —             |
| 国の予算額    | 7,515,000   | 60,981,000  | 68,481,000  | 66,549,000    | —             |

※ 機械導入のH27年度当初は、国で予算措置されていないため、H26年度補正の値

2 和牛繁殖雌牛の増頭等に係る支援の充実

○ 本県の「肉用牛経営安定対策補完事業」による繁殖雌牛の導入実績は、要望頭数の約9割となっており、地域の要望に応えられていない状況であることから、繁殖基盤の強化のため、十分な予算の確保が必要。

【本県の「肉用牛経営安定対策補完事業」実績】 (単位：頭)

| 項目 | H23年度 | H24年度 | H25年度 | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 中核 | 108   | 17    | 66    | 214   | 228   | 359   | 378   |
| 優繁 | —     | —     | 267   | 290   | 268   | 252   | 180   |

出典：(一社)岩手県畜産協会 事業実績報告書

中核：優良な繁殖雌牛の増頭による中核的経営体の育成支援：増頭奨励金単価 8～10万円/頭

優繁：地域の肉用牛改良に必要な優良繁殖雌牛の導入支援：導入奨励金単価 4～5万円/頭

【本県の「肉用牛経営安定対策補完事業」の要望額と配分額】 (単位：千円)

| 項目     | H25年度   | H26年度   | H27年度   | H28年度   | H29年度   |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 要望額①   | 107,315 | 99,480  | 100,964 | 113,588 | 112,678 |
| 配分額②   | 90,673  | 103,792 | 99,823  | 104,348 | 104,264 |
| 配分率②/① | 85%     | 104%    | 99%     | 92%     | 93%     |
| うち中核   |         |         |         |         |         |
| 要望額③   | 19,440  | 10,980  | 27,000  | 36,600  | 40,600  |
| 配分額④   | 14,080  | 26,000  | 27,000  | 27,360  | 36,940  |
| 配分率③/④ | 72%     | 237%    | 100%    | 75%     | 91%     |

【県担当部局】農林水産部 畜産課

《 要 望 事 項 》

**8 農業委員会の活動等に対する予算措置の拡充**

- (1) 農地利用最適化推進委員等による農地等の利用の最適化の推進などの活動が的確かつ効果的に行われるよう、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 農業委員会ネットワーク機構による農業委員会間の連絡調整等の業務が的確に行われるように、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

**【現状と課題】**

- 平成 28 年 4 月 1 日に「農業委員会等に関する法律」が一部改正・施行。
  - ・ 農業委員の選出方法を公選制から市町村長の選任制に変更。
  - ・ 農地利用の最適化や担い手の育成を支援する農地利用最適化推進委員の新設。
  - ・ 都道府県農業会議は一般社団法人に移行し、都道府県が、農業委員会ネットワーク機構として指定。
- 平成 30 年度中に全ての市町村が新体制に移行し、農業委員・農地利用最適化推進委員の総数が 143 人（19%）増加（平成 30 年 9 月末の見込み）。

| 新体制移行の状況      | (移行前)       | (移行後) |             |        | 増員数<br>②-① |
|---------------|-------------|-------|-------------|--------|------------|
|               | 農業委員定数<br>① | 農業委員  | 最適化推進<br>委員 | 計<br>② |            |
| 移行済み 22 市町村   | 457 人       | 253 人 | 281 人       | 534 人  | 77 人       |
| H30 移行 11 市町村 | 315 人       | 170 人 | 211 人       | 381 人  | 66 人       |
| 計             | 772 人       | 423 人 | 492 人       | 915 人  | 143 人      |

- 平成 30 年度に全ての市町村が新体制に移行することから、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、農地利用の最適化などの成果を出すためには、委員の資質向上に必要な研修活動等の予算を十分に措置することが必要。

・ 機構集積支援事業の予算措置状況

|            | H27    | H28    | H29    | H30    |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| A: 要望額(千円) | 90,043 | 88,536 | 98,197 | 89,058 |
| B: 割当額(千円) | 90,043 | 72,293 | 64,272 | 60,176 |
| B/A        | 100%   | 81.7%  | 65.5%  | 67.6%  |

※特に、資質向上活動の経費は、市町村要望額の 2 割程度に留まる。(11,117 千円→2,102 千円)

- 農業委員会ネットワーク機構が、法律に規定される業務を的確に実施するためには、必要な予算を十分に措置することが必要。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課

## 《 要 望 事 項 》

### 9 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 農業経営改善促進資金は、農業者が必要とする種苗代、農薬代等経営に必要な短期運転資金であり、地域のニーズが高い。
- 国の配分額が、本県からの要望額より大幅に低いため、融資機関の要望に応えられない状況。

#### 【県の貸付目標予定額に対する国の貸付け目標額（内示額）】 (百万円)

|             | H27   | H28   | H29   | H30   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 県貸付目標予定額    | 2,340 | 2,520 | 2,520 | 3,138 |
| 国貸付目標額（内示額） | 1,596 | 1,974 | 2,100 | 2,100 |
| 融資実績        | 1,865 | 2,018 | 2,434 | -     |

※H29の融資実績は見込

- 国から示された貸付枠の配分では、融資機関等の地域ニーズに対応できない状況にあることから、十分な貸付枠の配分（内示）が必要である。

【県担当部局】農林水産部 団体指導課

## 《 要 望 事 項 》

### 10 森林整備促進のための予算及び法制度の充実

地球温暖化防止に貢献し、低炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として造成していくため、「森林整備事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、持続可能な森林経営に不可欠な再生林をより強力に推進するための法整備を進めるとともに、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」を継続し、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成 30 年度の「森林整備事業」の予算割当は、本県要望額に近いもの（98.5%）となったが、今後も計画的な森林整備の促進や、路網の整備、再生林の一層の推進を図るためには、「森林整備事業」の予算を十分に確保することが必要。
- 林業の採算性が大幅に悪化している状況下において、従前と変わらない補助制度では再生林が進まないことから、現状のスキームを見直し、間伐同様、特別措置法の創設などの法整備により、再生林を強力に推進することが必要。
- 平成 30 年度から、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金（資源高度利用型施業）」として、生産基盤強化区域内で行う集材及びそれと連携して行う人工造林等の支援が行われることになったが、森林整備の効率的な実施のために有効であることから、継続した支援が必要。

#### 《スギ人工林（50年生で主伐）の経営収支》

| 項 目           | 金 額            |
|---------------|----------------|
| ① 植栽・保育に要する経費 | 245～114 万円/ha  |
| ② 伐採収入（立木価格）  | 87 万円/ha       |
| ③=収支（②-①）     | ▲158～▲27 万円/ha |

（平成 29 年度森林・林業白書から抜粋）

※ スギ（山元立木）価格 S55:22,707 円/m<sup>3</sup> → H28:2,804 円/m<sup>3</sup>（ピーク時の 12.3%）

※ 補助金は含まない。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

《 要 望 事 項 》

11 森林計画制度実行確保のための支援の充実

森林法の一部改正により、市町村が林地台帳を新たに整備・運用する制度が創設されたことに加え、2019年度からの運用が予定されている新たな森林経営管理制度により、市町村及び県の森林管理に係る業務の大幅な増加が見込まれることから、地方自治体の執行体制を確保するため、関係団体等が市町村の森林経営管理事務を担う制度の創設や、森林管理署等による市町村への技術的支援の充実に図るとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

- 1 森林計画制度の実行確保を図るため、体制が脆弱な市町村の執行体制の強化に向けた地方交付税や経費補助の支援措置が必要。
  - 林業の専担組織を有する市町村は 33 市町村中 1 市 2 町
  - 大部分の市町村が他の業務と兼務して従事（林業職を設けて採用している市町村はなし）
- 2 県に対し、市町村森林整備計画への技術的支援強化のための林業普及指導員の資質向上や森林に関するデータベースの精度向上に要する経費支援の充実が必要。
- 3 地方自治体における業務の執行体制を確保するため、関係団体等による市町村の森林経営管理事務を代行する制度の創設や、森林管理署等による研修開催や技術的な業務支援が必要。

《市町村の林業組織の現状（平成 30 年 4 月現在）》

| 全市町村数<br>(A) | 林業の専担組織を有する市町村数<br>(B) | 林業の専担組織を有する市町村率<br>(B/A) | 林業職を設けて採用している市町村数<br>(C) | 林業職採用市町村率<br>(C/A) |
|--------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------|
| 33           | 3<br>盛岡市、西和賀町、住田町      | 9.1%                     | 0                        | 0.0%               |

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 12 林業・木材産業成長産業化促進対策交付金予算の確保

間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」の予算を十分に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 本県では、これまで「次世代林業基盤づくり交付金」等の国庫補助事業を活用し、コンテナ苗生産施設の整備、間伐材生産や路網整備、高性能林業機械の導入、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援。
- これにより、コンテナ苗の生産施設は3箇所が整備され、コンテナ苗による造林が着実に進んでおり、また、高性能林業機械の導入数（累計）も平成28年度末で273台と年々増加し、平成28年の素材生産量は震災前の水準を上回る147万m<sup>3</sup>となるなど、林業の成長産業化の実現に向けて効果を上げているところ。
- 引き続き、木材の安定供給体制の構築や需要拡大を図り、本県林業・木材産業の成長産業化を早期に実現していくため、「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」を活用し、川上から川下までの取組を総合的に支援していくことが必要。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 13 広葉樹林業の振興

- (1) 豊富な広葉樹資源を有する本県において、林業成長産業化の実現に重要な役割を果たす広葉樹林業の振興を図るため、林業経営体の育成や生産・加工体制の整備など、総合的な取組を支援するよう要望します。
- (2) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、被害地周辺での予防を目的とした伐採について、迅速な対応が可能となる制度の創設を要望します。

#### 【現状と課題】

##### 1 広葉樹林業に対する支援

- 広葉樹は、県内の私有林面積の約5割、県全体の素材生産量の約2割を占める本県林業に欠かすことのできない森林資源。
- 広葉樹の用途は製紙用チップが大半であるものの、ミズナラの大径材など良質なものは家具やフローリング等に使用されるほか、コナラは、国内最大の生産を誇る木炭やしいたけの原木などに活用。
- 広葉樹原木価格の低迷、作業効率の高い針葉樹生産へのシフトのほか、労働者の高齢化や広葉樹伐採が熟練作業であること等により、広葉樹生産量が伸び悩み、広葉樹生産を担う林業経営体の減少等が進んでおり、林業経営体の人材育成や生産基盤の強化などの取組が急務。

##### 2 ナラ枯れ被害対策

- 本県のナラ枯れ被害は、平成22年度に県南部で初めて確認されて以降、平成28年度には6市町で新たに被害が確認されるなど急速に拡大しており、通常の防除だけでは被害の拡大を抑止できない状況。
- このため、被害地域周辺での予防を目的とした伐採利用を促進し、ナラ枯れ被害に強い森林への更新が重要であるが、既存の助成制度（「森林整備事業」の更新伐）で実施する場合、森林経営計画の策定地内で1回の申請に5ヘクタール以上必要であるほか、伐採量の上限設定があるため、活用が限定。

【県担当部局】農林水産部 林業振興課、森林整備課

## 《 要 望 事 項 》

### 14 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電供給設備の整備やチップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備など、木質バイオマスエネルギー導入に対する支援を継続するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 本県では、これまで国庫補助事業を活用して、木質バイオマスボイラーの導入や燃料加工施設の整備等を支援。
- 県内には、木質バイオマスボイラーの導入を希望する事業者等があるものの、化石燃料機器と比べて施設整備等の初期費用が高額となることが課題となっており、木質バイオマスの利用促進を図るためには、引き続き「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」など国庫補助事業による支援が必要。
- また、小規模なものを含め新たな木質バイオマス発電施設の設置を目指す動きもあるなど、今後も木質燃料需要の増加が見込まれ、燃料加工施設の整備等による安定供給体制の構築が課題となっていることから、引き続き、こうした体制構築に向けた国による支援が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

## 18 野生鳥獣対策の継続・拡充

野生鳥獣による農林業被害とともに、ニホンジカによる高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されています。

県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長や捕獲数制限の撤廃などに取り組んでいますが、これらの対策だけでは、個体数管理や被害防止に必要な捕獲目標を達成できていない状況です。

このため、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国において支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要望事項 》

#### 1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

ニホンジカ等の適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減するため、都道府県が行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」について、必要な財政支援を継続するとともに、捕獲の担い手の確保や大量捕獲技術の開発普及など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

#### 2 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることから、有害捕獲活動の上限単価を引き上げるとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【現状と課題】

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

① 狩猟による捕獲圧の低下

野生鳥獣肉から基準値を超える放射性物質が検出され、全県を対象とした出荷制限が行われているため、食用を目的とした狩猟による捕獲頭数が減少し、狩猟を主体とした個体数管理が困難な状況。

② 捕獲の担い手の確保

狩猟者に占める高齢者の割合が高く、個体数管理に必要な捕獲の担い手の確保が困難な状況。

③ 大量捕獲技術の開発・普及

狩猟者に占める高齢者の割合が高い状況を考慮した効果的な捕獲技術の開発・普及が必要。

《ニホンジカ捕獲数の推移》

(単位：頭)

|       | 22年度  | 26年度   | 27年度  | 28年度   |
|-------|-------|--------|-------|--------|
| 狩猟    | 1,797 | 816    | 629   | 649    |
| 個体数管理 | —     | 4,182  | 4,110 | 4,632  |
| 有害捕獲  | 376   | 5,921  | 4,806 | 5,718  |
| 計     | 2,173 | 10,919 | 9,545 | 10,999 |

《県内狩猟免許所持者数の推移》

|          | 22年度   | 26年度   | 27年度   | 28年度   |
|----------|--------|--------|--------|--------|
| 狩猟免許所持者数 | 2,793人 | 2,802人 | 2,810人 | 2,995人 |
| うち60歳以上  | 62%    | 65%    | 63%    | 62%    |

2 鳥獣被害防止対策の拡充

- 農作物被害額の過半をニホンジカが占めている状況。

《ニホンジカによる農作物被害額の推移》

(単位：百万円)

|                | 26年度 | 27年度 | 28年度 |
|----------------|------|------|------|
| 農作物被害額①        | 464  | 402  | 397  |
| うちニホンジカによる被害額② | 256  | 217  | 220  |
| ②/①            | 55%  | 54%  | 55%  |

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の岩手県への交付額は7割程度の状況。

《鳥獣被害防止総合対策交付金等の本県に対する予算措置状況》

(単位：千円)

| 区分     | 26年度    | 28年度    | 29年度    | 30年度             |
|--------|---------|---------|---------|------------------|
| 要望額①   | 139,542 | 140,956 | 163,982 | 161,174          |
| 交付額②   | 139,542 | 122,619 | 121,065 | 126,258<br>※仮内示額 |
| 充足率②/① | 100%    | 87%     | 74%     | 78%              |

《鳥獣捕獲費用 岩手県の例（シカ）》

（単位：円/頭）

|        | ①捕獲に要<br>する費用 | ②鳥獣被害防止緊急<br>捕獲活動支援事業<br>（補助上限単価） | 差額<br>（②－①） | （参考）<br>指定管理鳥獣捕獲等事業<br>（支払単価） |
|--------|---------------|-----------------------------------|-------------|-------------------------------|
| H29 年度 | 16,200        | 8,000                             | △8,200      | 16,200                        |
| H30 年度 | 17,230        | 8,000                             | △9,230      | 17,230                        |

○ 課題

鳥獣被害地域の拡大に伴う侵入防止柵の設置、有害鳥獣捕獲活動など、鳥獣被害防止総合対策交付金に対する市町村の要望額に応えられていないことから、十分な予算措置が必要。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課  
農林水産部 農業振興課

## 19 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 農山漁村地域整備交付金の予算措置

「強い農林水産業」の実現に向け、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を推進するため、農山漁村地域整備計画の着実な実施が図られるよう、「農山漁村地域整備交付金」について、必要な予算の十分な措置を要望します。

#### 【現状と課題】

- 農林水産省所管の平成 30 年度公共事業全体予算は、対前年度比 100% (6,667 億円/6,641 億円) と横ばいになっているものの、「農山漁村地域整備交付金」は、90% (917 億円/1,017 億円) と減額されている。

《農林水産省所管公共事業費の推移》

(単位：億円)

| 事 項         | H27   |         | H28   |         | H29   |         | H30   |         |
|-------------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|-------|---------|
|             | 当初    | +H26 補正 | 当初    | +H27 補正 | 当初    | +H28 補正 | 当初    | +H29 補正 |
| 農業農村整備      | 2,753 | 2,910   | 2,962 | 3,952   | 3,084 | 4,664   | 3,211 | 4,581   |
| 林野公共        | 1,819 | 1,924   | 1,800 | 2,020   | 1,800 | 2,210   | 1,800 | 2,120   |
| 水産基盤整備      | 721   | 762     | 700   | 780     | 700   | 860     | 700   | 819     |
| 海岸          | 40    | 40      | 40    | 40      | 40    | 40      | 40    | 42      |
| 農山漁村地域整備交付金 | 1,067 | 1,117   | 1,067 | 1,067   | 1,017 | 1,017   | 917   | 917     |
| 一般公共事業費計    | 6,399 | 6,753   | 6,569 | 7,859   | 6,641 | 8,791   | 6,667 | 8,478   |

- 本県農林水産分野予算における「農山漁村地域整備交付金」は重要な財源であるが、第 2 期農山漁村地域整備計画期間(H27～H31)におけるこれまでの本県への国費配分額は、毎年度、計画に対し 40%程度であり、その結果、平成 30 年度までの進捗率は、計画 94%に対し実績 38%に止まっている。特に「農地防災事業」、「森林整備事業」(林道事業)、「漁業集落環境整備事業」については、進捗率が低位となっている。

《第 2 期農山漁村地域整備計画 (H27～H31) に対する配分状況(国費ベース)》

上段：各年度国費  
下段：(累計国費)  
(単位：百万円)

| 項 目                 | H28                            | H29               | H30               | H31               | 計                  |
|---------------------|--------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|
| 農山漁村地域整備計画          | 8,045<br>(15,576)              | 7,206<br>(22,783) | 7,257<br>(30,043) | 1,834<br>(31,874) | 31,874<br>(31,874) |
| 国庫配分額               | 3,210<br>(6,239)               | 3,071<br>(9,309)  | 2,791<br>(12,100) | -                 | 12,100<br>(12,100) |
| 充足率                 | 39.9%                          | 42.6%             | 38.5%             | -                 | -                  |
| 進捗率<br>(配分累計/全体計画額) | 実績<br>(計画)<br>19.6%<br>(48.9%) | 29.2%<br>(71.5%)  | 38.0%<br>(94.3%)  | -                 | 38.0%<br>(94.3%)   |

【県担当部局】農林水産部 農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

《 要 望 事 項 》

2 農業農村整備事業予算の確保等

農業競争力強化のための水田の大区画化・汎用化、「農地中間管理事業」を活用した担い手への農地利用集積、国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化等の推進が必要であることから、基盤整備に係る本県の実情を斟酌の上、引き続き、農業農村整備関係予算の確保と本県への配分を行うよう要望します。

【現状と課題】

- 本県の水田整備率（51.6%）は、東北で最も低位。  
また、これまで整備した基幹的農業水利施設は、今後10年で耐用年数を超過する施設が、水路で3分の1を超えるなど多数。

《東北における本県の水田整備等の状況（H27年度）》

| 区 分      | 岩手   | 青森   | 宮城   | 秋田   | 山形   | 福島   | 出典       |
|----------|------|------|------|------|------|------|----------|
| 水田整備率(%) | 51.6 | 65.0 | 66.1 | 66.2 | 75.7 | 71.2 | 農林水産省データ |

《本県の基幹的水利施設における耐用年数の実態（H29年度末現在）》

| 施設種別 | 標準耐用年数 | 施設総数    | 耐用年数超過の実態 |     |                 |              | 出典                         |
|------|--------|---------|-----------|-----|-----------------|--------------|----------------------------|
|      |        |         | H29年度末    |     | H39(2027)年度末見込み |              |                            |
|      |        |         | 施設数       | 割合  | 施設数             | 割合           |                            |
| 水路   | 40年    | 1,400km | 327km     | 23% | 629km           | 45%(22ポイント増) | 岩手県農業水利施設の維持更新計画(H29年度改定版) |
| 頭首工  | 50年    | 66箇所    | 15箇所      | 23% | 25箇所            | 38%(15ポイント増) |                            |
| ポンプ場 | 20年    | 50箇所    | 18箇所      | 36% | 43箇所            | 86%(50ポイント増) |                            |

- 農業農村整備事業を推進する必要がある中、本県では、平成30年度予算として155億円を実質的な事業執行額として確保したところであり、その内訳としては、当初予算が84億円（国営負担金の過年度償還金を除く）、平成29年度補正の繰越予算が71億円という状況。

《平成30年度の事業執行額》（ ）は構成比率

| H30年度（公共事業、通常分）（億円） |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|
| 計                   | H30年度当初予算 | H29年度補正予算 |
| 155 (100%)          | 84 (54%)  | 71 (46%)  |

※通常分のうち国営負担金の過年度償還金を除く

- 今後の地域からの整備要望に応じて新規地区の採択を進めるためには、毎年度編成される安定的な当初予算の十分な確保が必要。

《ほ場整備事業新規採択希望地区数の推移》

|     | H29年度<br>新規採択地区 | H30年度<br>新規採択地区 | H31～33年度新規採択<br>希望地区(年平均) |
|-----|-----------------|-----------------|---------------------------|
| 地区数 | 5地区             | 7地区             | 45地区(15地区)                |

《事業の実施期間の延伸状況》

|    | 標準工期(計画)<br>① | 事業期間(実績)<br>② | ②/①  |
|----|---------------|---------------|------|
| 年数 | 6年            | 11.5年         | 1.9倍 |

※ 過去5か年（H22～H26）に完了した経営体育成基盤整備事業実施地区の平均事業期間

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

《 要 望 事 項 》

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 国営土地改良事業実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を確保するとともに、一層の工事コスト縮減に努めながら事業を実施するよう要望します。

(2) 「雫石川沿岸地区」の早期事業着手

施設の老朽化対策が喫緊の課題となっている「雫石川沿岸地区」について、早期に事業着手するよう要望します。

(3) 小水力発電施設整備の推進

国営事業に計画されている小水力発電施設について、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、早期供用開始に向け整備を推進するよう要望します。

【現状と課題】

1 国営土地改良事業実施地区の予算確保

- 現在本県で5地区の国営土地改良事業を実施しているが、事業内容は前歴事業で整備した老朽化している施設の更新・整備。
- 国営土地改良事業地区では、老朽化施設の更新・整備の遅れにより用水確保に支障を来たした場合、地域農業に与える影響が大きいことから、事業効果の早期発現に向け、必要な予算の確保が必要。

《県内の国営土地改良事業実施中地区の予算状況》

| 事業名          | 地区名               | 工期     | 事業費 (百万円) |        |       |       |        |        |
|--------------|-------------------|--------|-----------|--------|-------|-------|--------|--------|
|              |                   |        | 全体        | H29 迄  | H30   |       |        | H31 以降 |
|              |                   |        |           |        | 要求    | 割当    | 充足率    |        |
| 国営かんがい排水     | わがちゅうおう<br>和賀中央   | H25～33 | 27,181    | 8,417  | 2,505 | 2,055 | 82.0%  | 16,709 |
| 〃            | いわてさんろく<br>岩手山麓   | H26～34 | 20,466    | 3,143  | 2,000 | 1,700 | 85.0%  | 15,623 |
| 〃            | とよさわがわ<br>豊沢川     | H27～34 | 7,417     | 1,381  | 700   | 540   | 77.1%  | 5,496  |
| 国営施設<br>応急対策 | す かわ<br>須 川       | H28～34 | 4,466     | 749    | 600   | 430   | 71.7%  | 3,287  |
| 〃            | もりおか<br>盛岡<br>なんぶ | H30～37 | 4,000     | —      | 150   | 150   | 100.0% | 3,850  |
| 計            | 5地区               |        | 63,530    | 13,690 | 5,955 | 4,875 | 81.9%  | 44,965 |

## 2 「雫石川沿岸地区」の早期事業着手

現在、調査中の雫石川沿岸地区では、前歴事業（「国営雫石川沿岸農業水利事業」（S34～S48））で整備された煙山ダムで斜樋ゲートの操作不具合等が発生しており、早期の事業着手が必要。

《地区の概要》

| 地区名                   | 関係市町村      | 関係土地改良区       | 予定事業量   | 上段：調査期間<br>(下段:事業(予定)期間) | 備考                         |
|-----------------------|------------|---------------|---------|--------------------------|----------------------------|
| しずくしいしがわえんがん<br>雫石川沿岸 | 紫波町<br>矢巾町 | 鹿妻穴堰<br>土地改良区 | 煙山ダムの補修 | H23～H30※<br>(H31～H36)    | H26：<br>煙山ダム斜樋ゲート<br>操作不具合 |

※ 煙山ダムは、平成 28 年度までは平成 30 年度事業着手の盛岡南部地区の一部として調査実施。  
平成 29 年度以降は、雫石川沿岸地区として調査実施。

## 3 小水力発電施設整備の推進

現在実施中の和賀中央地区及び豊沢川地区において、土地改良施設の維持管理費の負担軽減を図るため、小水力発電施設の整備が計画されているところ。

これら 2 地区の小水力発電施設について、「電源接続案件募集プロセス」の手続きなど、関係機関との協議・調整を進め、工事に着手することが必要。

《地区の状況》

- 平成 28 年 5 月、送電線の空き容量の不足から、東北電力では北東北 3 県全域で、小水力発電施設で発電した電力の受入れを制限。
- 平成 28 年 10 月、北東北 3 県で送電線等の増強工事費の共同負担者を募る手続き「電源接続案件募集プロセス」が開始され、東北農政局ではこれに応募。
- 小水力発電施設の整備に当たり、こうした一連の事務手続きを早期に進めていくことが、事業の推進に必要。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課

## 《 要 望 事 項 》

### 4 漁業集落の安全で快適な生活環境の維持・保全

漁業集落排水施設などの漁業集落環境施設の長寿命化、更新コストの平準化を図るため、「漁業集落環境整備事業」を活用して整備した全ての地区について、機能保全計画の策定や保全工事の実施が可能となるよう、事業採択要件の緩和を要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成 26 年 8 月に水産庁が策定した、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」において、平成 32 年度までに漁業集落排水施設の機能保全計画を策定すると定められているところ。
- 「漁業集落排水施設」などの漁業集落環境施設については、これまでに「漁業集落環境整備事業」を活用し、市町村が事業主体となり、10 市町村 25 地区で整備。
- 特に、「漁業集落排水施設」については、漁業集落の安全で快適な生活環境の維持・保全に必要な不可欠な施設であるが、老朽化が進行している施設があることから、早期に機能保全計画を策定し、計画的な長寿命化対策を進めていくことが必要であるが、事業採択要件に合致しない地区が生じてきている。

#### 《参考 1：「漁業集落環境整備事業」の採択要件》

漁業依存度（対象集落における総生産額に対する漁業生産額（水産加工業を含む）の割合）又は漁家比率（漁家世帯数／集落世帯数）が第 1 位の漁業集落であること。

#### 《参考 2：整備実績及び要件該当有無》

|     | 整備済 | うち、要件非該当     |         |
|-----|-----|--------------|---------|
|     |     | (H30. 3 末時点) | (将来見込※) |
|     |     | 市町村数         | 10      |
| 地区数 | 25  | 2            | —       |

※ 将来見込については、市町村からの聞き取り結果であり、具体的な地区数は未定。

- このため、「漁業集落排水施設」が今後も持続的に機能発揮できるよう、建設当時に採択要件を満たしていた地区については、機能保全計画の策定や保全工事が可能となるような採択要件の見直しが必要。

【県担当部局】農林水産部 漁港漁村課

## 《 要 望 事 項 》

### 5 県有林の経営改善に向けた支援

- (1) 県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。
- (2) 県有林事業の経営安定化を図るため、県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 日本政策金融公庫資金の任意繰上償還は平成 17 年度から 19 年度まで措置されていたが、平成 20 年度以降は措置されていない。  
日本政策金融公庫からの本県の起債は元金 564 億円、利息 219 億円、合計 783 億円（平成 30 年 4 月 1 日現在）となっているが、このうち、利率 6.5%を最高に 3.5%以上の高金利の元金が 178 億円あり、これらの利子償還が県有林の経営を圧迫している。
- 平成 18 年度からは、林業公社の起債に係る利子相当額が特別交付税措置の対象となっており、都道府県が引き受けた林業公社の起債についても平成 21 年度から同様の措置がなされている。  
一方、林業公社事業と両輪で森林の造成を進め、長伐期施業に取り組んできた県営林事業分の起債 396 億円に係る年間利子相当額 1,002 百万円については、特別交付税措置の対象となされておらず、林業公社事業と同様に利子相当額について特別交付税措置の対象とするよう要望するもの。

【県担当部局】 農林水産部 森林保全課 【済】

## 《 要 望 事 項 》

### 6 森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の円滑な運用

平成 30 年度税制改正大綱において示された、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設に当たっては、37 府県が導入している超過課税との関係の整理に加え、新たな森林管理システムの主体となる市町村職員の育成や市町村・県・森林管理署等との連携の確保を図られ、また、地域固有の様々な課題にも対応できるよう、引き続き、制度の円滑な運用と更なる充実に向けて取り組むよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 本県では、森林は公共的な財産であるという観点に立ち、森林の公益的機能を維持・増進し、良好な状態で次の世代に引き継ぐため、県民の理解と協力の下、平成 18 年度から「いわての森林づくり県民税」を導入。
- 国においては、平成 30 年度税制改正大綱で、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）の創設を明記するとともに、市町村を森林整備の主体とする新たな森林経営管理の仕組みが導入される予定。
- 県内では、林業の専担組織を有する市町村は 4 市町、林業専門職を採用している市町村はないなど、その執行体制は脆弱であることから、都道府県による取組に加え、職員育成プログラムによる全国的な人材育成など、市町村の体制整備を総合的に支援していくことが必要。
- 県内の国有林野率は約 3 割であり、国有林と隣接した民有林では、効率的な森林経営を進めるため、国有林野事業と連携した路網整備等を検討・実施していくことも必要。
- また、本県では、震災復興事業に伴う労務不足、境界未確定森林の存在、森林所有者の再造林意欲の低下など、地域固有の課題への対応が必要。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課

## 《 要 望 事 項 》

### 7 松くい虫等被害対策の拡充

松くい虫やナラ枯れ対策として、新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。

#### 【現状と課題】

- 松くい虫やナラ枯れ被害対策として、雪害木や風倒木、被圧木などの新たな感染源を適切に整理する必要があるが、既存事業では条件が限定される。
- 林内に放置された枯死経過木は、ラグビーワールドカップ 2019™や 2020 年東京オリンピックを契機とした観光振興にとって景観を損ねるだけでなく、倒伏による道路や電線の寸断等、ライフラインに被害を与えるおそれがあるが、それを整理するための補助制度がない。
- 自治体の財政力の差によって対策が遅滞しないよう、市町村及び県の経費負担を伴わない事業が必要。

【県担当部局】 農林水産部 森林整備課

## 20 公共事業予算の安定的・持続的な確保

人口減少社会や今後起こり得る巨大災害の発生などの課題に対し、社会資本の整備による生産性の向上や交流人口の拡大による地域の活性化を図るとともに、県民の生命や財産を守る防災・減災対策、インフラの老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を推進していくため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

地方創生や国土強靱化を推進するため、国の公共事業関係費の総額を安定的・持続的に確保するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 国の公共事業関係費は漸減し、近年は6兆円程度で推移。
- 本県の社会資本を整備するための予算については、平成30年度の社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の配分が前年度と同程度となっているが、広大な県土を持つ本県においては社会資本の更なる整備が必要な状況。
- 地方創生の基盤となる社会資本の整備や、国土強靱化に資する防災・減災対策、インフラ老朽化対策等にスピード感を持って取り組むための予算確保が必要。

#### 【主な交付金の全国配分状況】

(国費：億円)

| 交付金名        | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | 備考 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 社会資本整備総合交付金 | 9,124  | 9,018  | 8,963  | 8,911  | 8,866  |    |
| 防災・安全交付金    | 10,841 | 10,948 | 10,899 | 10,955 | 11,028 |    |
| 合 計         | 19,965 | 19,966 | 19,862 | 19,866 | 19,894 |    |

#### 【主な交付金の本県配分状況】

(国費：百万円)

| 交付金名        | H26    | H27    | H28    | H29    | H30    | 備考 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 社会資本整備総合交付金 | 12,153 | 11,567 | 11,048 | 9,407  | 10,299 |    |
| 防災・安全交付金    | 13,814 | 14,645 | 14,097 | 14,010 | 13,778 |    |
| 合 計         | 25,967 | 26,212 | 25,145 | 23,417 | 24,077 |    |

※市町村分を含む。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

## 21 直轄事業の整備促進

本県における産業の振興や交流・連携の促進、災害に強い県土づくりの推進のため、引き続き直轄事業の整備促進を図るよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 直轄道路整備事業の促進

内陸における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路の整備を促進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅及び北上拡幅の早期完成並びに2車線区間の4車線化の早期事業化
- (2) 一般国道46号盛岡西バイパスの2車線区間の早期4車線化
- (3) 一般国道4号盛岡南道路の調査促進
- (4) 一般国道4号及び一般国道46号の渋滞対策事業中箇所を早期完成並びに未対策箇所の早期対策

#### 2 直轄河川改修事業の促進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進し、直轄河川改修事業の完成時期が遅れることがないように、以下のとおり引き続き整備の促進を図るよう要望します。

- (1) 一関遊水地事業の促進
- (2) 一般河川改修事業（北上川上流）等の促進

#### 3 直轄砂防事業の促進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業の整備を促進するよう要望します。

【現状と課題】

1 直轄道路整備事業の促進

- 一般国道4号の4車線化率（平成30年4月1日現在）  
 県内延長：188.6km、4車線区間延長：62.1km、進捗率：32.9%

《主な整備必要箇所》

| 区分               | 工区名           | 全体延長   | 供用延長  | 供用率   |
|------------------|---------------|--------|-------|-------|
| 事業中区間            | 水沢東バイパス       | 9.6km  | 4.6km | 47.9% |
|                  | 金ヶ崎拡幅（4車線化）   | 5.2km  | 0.0km | 0.0%  |
|                  | 北上拡幅（4車線化）    | 12.2km | 9.2km | 75.4% |
| 未事業化区間<br>（4車線化） | 一関地区          | 約4.3km | —     | —     |
|                  | 北上拡幅～花巻東バイパス間 | 約3.0km | —     | —     |

- 自動車産業など、東北有数の産業集積地である北上・金ヶ崎地域の渋滞区間の緩和・解消を図るためには、一般国道4号水沢東バイパス、金ヶ崎拡幅及び北上拡幅の整備促進が必要。
- 加えて、昨年9月にフラッシュメモリの新工場建設が決定した北上工業団地へのアクセス道路となる北上拡幅～花巻東バイパス間をはじめ、2車線区間の4車線化に向けた早期事業化が必要。
- 一般国道46号盛岡西バイパス（全体延長7.8km）は、平成25年に全線暫定供用となったが、更なる混雑緩和等を図るためには、2車線区間の早期4車線化が必要。
- 一般国道4号の盛岡南IC入口交差点以南においては、慢性的な渋滞が発生しているとともに、2019年9月には三次救急医療を担う岩手医科大学附属病院が移転する予定となっており、更に交通量の増加が見込まれ、渋滞の発生が懸念される。一般国道4号の混雑緩和と県内地域医療の中核を担う医療機関へのアクセス確保を図るため、一般国道4号盛岡南道路の調査促進が必要。
- 岩手県主要渋滞箇所73箇所のうち一般国道4号及び一般国道46号では24箇所の交差点が該当。そのうち8箇所は対策事業が完了し、一般国道4号折居交差点改良など事業中箇所は8箇所、未対策箇所は8箇所。渋滞を緩和・解消し、円滑な交通流を確保するため、事業中箇所の早期完成及び未対策箇所の早期対策が必要。

2 直轄河川改修事業の促進

- 平成28年度末における県内の国管理河川整備率は、50.3%と低い水準となっており、水害の常襲地域を未だに抱えている状況。

《河川整備率（平成28年度末）》

|       | 県管理河川     | 国管理河川    | 全体        | 備考         |
|-------|-----------|----------|-----------|------------|
| 河川数   | 312河川     | 16(14)河川 | 314河川     | (14河川は重複)  |
| 河川延長  | 2,831.4km | 291.5km  | 3,122.9km | (ダム除き)     |
| 要改修延長 | 1,431.5km | 272.0km  | 1,703.5km | (国は左右岸計延長) |
| 改修済延長 | 698.9km   | 136.9km  | 835.8km   | (国は左右岸計延長) |
| 河川整備率 | 48.8%     | 50.3%    | 49.1%     |            |

3 直轄砂防事業の促進

- 平成26年9月の御嶽山噴火など、全国的に火山活動が活発化しており、早急な対策が必要。
- 岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、八幡平山系直轄火山砂防事業を実施。平成30年度は5箇所が事業が進められる予定。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災課

## 22 物流の効率化など生産性向上に資する 社会資本整備への支援

県内では、復興道路の開通を見込んだ沿線地域への企業立地や、内陸部において自動車関連産業や物流関連企業の集積が進んでいるほか、釜石港や宮古港において国際コンテナやフェリーの航路開設が相次いでおり、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 物流の基盤となる道路事業の推進

物流の効率化による産業振興に資するため、内陸部と港湾を結ぶ道路や工業団地へのアクセス道路等、物流の基盤となる道路の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

#### 2 スマートインターチェンジの整備推進

既存の高速道路を有効利用し、観光地へのアクセス改善や物流の効率化等により地域経済の活性化に寄与するスマートインターチェンジの整備を推進するため必要な予算を確保するよう要望します。

#### 3 産業振興に資する港湾事業の推進

地域の産業振興に資する港湾整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

**【現状と課題】**

**1 物流の基盤となる道路事業の推進**

- 広大な県土を有する本県では、都市間の移動に時間を要することから、物流を支え、圏域を越えた交流・連携を促進するための社会資本整備が必要。

**2 スマートインターチェンジの整備推進**

- スマートICの整備は、既存の高速自動車国道の有効活用のほか、地域経済の活性化及び救急医療体制の構築に資することから、着実な整備予算の確保が必要。

**【岩手県内のスマートICの供用予定年度】**

2018年度：奥州（4月21日開通済）、滝沢中央

2020年度：平泉

**3 産業振興に資する港湾事業の推進**

- 宮古港出崎地区では、直轄事業で整備が進められている竜神崎防波堤の背後において、2020年度の完成を目標に旅客ターミナルの整備を県が進めていることから、着実な整備予算の確保が必要。

**【県担当部局】** 県土整備部 道路建設課、港湾課

## 23 観光振興に資する社会資本整備等への支援

平成 29 年における本県の外国人延べ宿泊者数は過去最高を記録したものの、国の観光立国推進基本計画に掲げている 2020 年の東北 6 県の外国人延べ宿泊者数 150 万人泊の達成に向け、更なる取組が必要です。

また、震災以降回復基調にあった本県の観光入込客数は、平成 28 年の台風第 10 号災害により、沿岸地域では震災前の 7 割程度となっており、震災前の水準に戻すためには、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

インバウンドの増加に向け、国際定期便の誘致活動や受入環境整備に対する支援の拡充及び保安対策に係る補助制度を創設するとともに、航空旅客の円滑な受入れのため、いわて花巻空港の C I Q 体制の充実・強化を図るよう要望します。

#### 2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降就航した「いわて花巻～名古屋（小牧）線」などいわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

#### 3 フェリーの安定的な就航と利用者の安全性向上の取組への支援

平成 30 年 6 月 22 日に本県初となるフェリー航路が開設されることから、三陸地域における交流人口や物流の拡大を図るため、宮古港におけるフェリーの就航率向上のための取組や利用者の安全性の向上に係る取組への支援を行うよう要望します。

#### 4 大型外航クルーズ船の誘致への支援

平成 31 年 4 月に 10 万トンを超える大型クルーズ船が本県で初めて宮古港へ寄港することが決定するなど、本県港湾へのクルーズ船寄港の動きが活発化しており、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

## 【現状と課題】

### 1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- 国では、地方空港の国際航空ネットワーク充実とインバウンド増加に向け、自治体等が誘客・就航促進の取組を行う地方空港を「訪日誘客支援空港」に認定し、着陸料の軽減・補助や受入環境高度化に係る施設整備補助などの支援制度を創設。空港ごとに「拡大支援型」・「継続支援型」・「育成支援型」の3区分で認定され、「拡大支援型」は着陸料の補助や新規就航経費支援及び受入環境の高度化に係る施設整備補助、「継続支援型」・「育成支援型」は受入環境高度化に係る施設整備補助の対象となる。

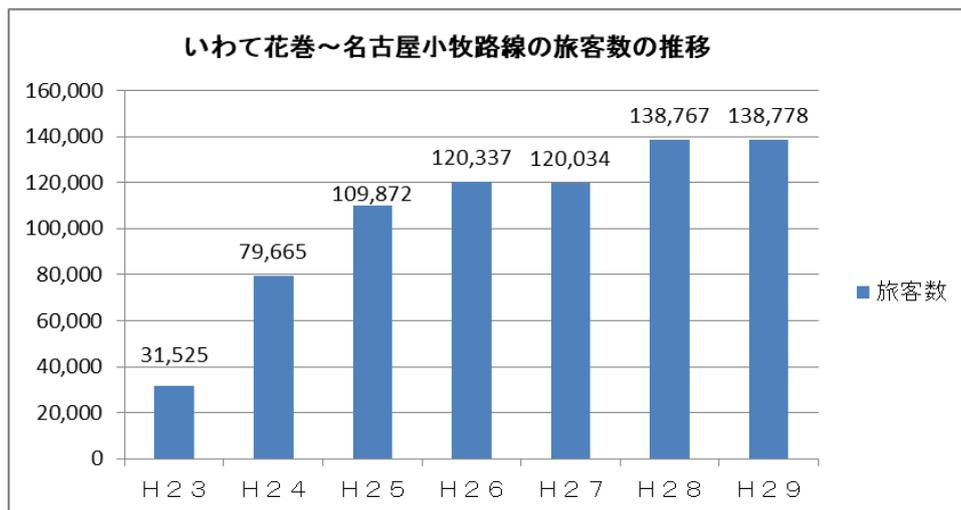
いわて花巻空港は「継続支援型」に認定され、着陸料の補助や新規就航等経費支援が対象外とされているが、県内をはじめ東北のインバウンドの増加を促進するためには、チャーター便の運航拡大や国際定期便の就航に向けた着陸料の補助や地上支援業務等の経費への支援が不可欠であり、全ての認定空港について、同等の支援措置が受けられるよう制度の拡充が必要。特に東北地方は、震災の影響もあり、インバウンドの入込数が伸び悩んでおり、特段の支援が必要。

- 国際定期便の就航する空港は国の保安基準により保安対策の強化が求められている。対策には多額の費用を要するものの、国の補助がないことから、迅速な整備が困難な状態にあるため、補助制度の創設が必要。
- いわて花巻空港には、C I Q（税関、出入国管理及び検疫）職員が常駐していないため、これまでの国際チャーター便の運航では、大船渡、盛岡、仙台等からの出張により手続きを実施。

今後、ますますインバウンドの増加が見込まれる中で、国際線の輻輳時などにおいても、迅速かつ円滑な出入国管理が行われるよう、確実かつ十分な人員体制の構築が必要。

### 2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

- 平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって運航されている「いわて花巻～名古屋（小牧）線」は、本県の経済・産業の振興や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする観光振興にも大きく寄与しており、東日本大震災津波からの復興に向け非常に重要であることから、当該路線の維持・拡充に向け国の継続的な支援が必要。



■便数（いわて花巻～名古屋小牧路線）

|    | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 上期 | ※   | 2   | 3   | 3   | 3   | 4   | 4   |
| 下期 | ※   | 2   | 2   | 3   | 3   | 3・4 | 3・4 |

※H23. 5～ 2・3 便/週、H23. 8～ 1 便/日、H24. 3～ 2 便/日

3 フェリーの安定的な就航と利用者の安全性向上の取組への支援

- フェリー航路開設は、物流や観光などの産業振興に資することから、フェリーの安定的な就航を図るためには、港内静穏度の向上が不可欠であり、藤原防波堤の延伸に関する港湾計画の一部変更への助言が必要。
- フェリー航路開設により、港湾荷役車両と一般車両が輻輳することから、これらの車両を分離することにより安全で円滑な通行を確保するため、藤原ふ頭と国道 45 号を結ぶ臨港道路の整備が必要。

4 大型外航クルーズ船の誘致への支援

- 本県では、平成 31 年 4 月に本県初となる 10 万トンを超える大型クルーズ船が宮古港へ寄港することが決定するなど、クルーズ船寄港の動きが活発化しつつあるが、寄港回数が少ないため、国によるクルーズ船社の招請や商談会の設定等本県港湾を P R することができる機会の増加が必要。

【県担当部局】 政策地域部 交通政策室

県土整備部 県土整備企画室、港湾課

## 24 災害に強い県土づくりへ向けた 防災・減災対策への支援

平成 28 年 8 月 30 日に台風第 10 号が本県を通過したことに伴い、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など東日本大震災津波を除く過去最大の甚大な被害が発生しました。

被災地の早期復旧・復興はもとより、今回の被災を踏まえた災害に強い県土づくりに向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 治水対策の推進

県内では、平成 28 年の台風第 10 号など、近年、集中豪雨や台風による洪水被害が頻発していることから、家屋等の浸水被害が発生した区域の再度の災害の防止とともに、予防的な治水対策、水位周知河川の指定の推進など、ハード及びソフト対策を一体的・計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

また、大規模な洪水の発生時に大量に堆積した河道の土砂撤去等、緊急的に対応すべき防災・減災対策に資する事業について、防災・安全交付金等による財政措置を拡充するよう要望します。

#### 2 県営ダム建設事業の推進

ダム建設による洪水被害の防止や水資源確保等の整備効果の早期発現に向け、築川ダムの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

#### 3 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの土砂災害対策施設の整備を着実に進めるため、必要な予算を確保するよう要望します。

また、土砂災害警戒区域等の指定を加速するため、基礎調査に係る国費率の嵩上げや地方負担額への起債充当など財政措置の拡充を図るよう要望します。

## 4 災害に強い道路ネットワークの構築に必要な予算の確保

異常気象時等においても寸断することなく、救命・救急活動や緊急物資の輸送を確実にを行うための災害に強い道路ネットワークを構築するため、必要な予算を確保するよう要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 治水対策の推進

- 河川整備が全国水準と比較し遅れており、平成 25 年 7 月から 9 月にかけて発生した 3 度の局地的豪雨では、内陸部を中心に床上・床下浸水戸数が約 1,900 戸、平成 28 年 8 月の台風第 10 号では沿岸部を中心に河川からの溢水等による浸水戸数が約 2,100 戸と、甚大な被害を受けるなど、近年頻発している豪雨等への備えが不十分な状況。
- 今般の大雨洪水の災害対応を受け、河川情報の提供の重要性が改めて認識されていることから、河川整備等のハード整備に加えて、水位周知河川の指定や洪水浸水想定区域図の作成・公表、監視カメラの設置、インターネットHP及びモバイルによる河川情報の住民への提供、市町村へのハザードマップ作成の支援等の治水面でのソフト対策の推進が必要。

《河川整備率（平成 28 年度末）》

|       | 県管理河川     | 国管理河川      | 全体        | 備考         |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|
| 河川数   | 312 河川    | 16 (14) 河川 | 314 河川    | (14 河川は重複) |
| 河川延長  | 2,831.4km | 291.5km    | 3,122.9km | (ダム除き)     |
| 要改修延長 | 1,431.5km | 272.0km    | 1,703.5km | (国は左右岸計延長) |
| 改修済延長 | 698.9km   | 136.9km    | 835.8km   | (国は左右岸計延長) |
| 河川整備率 | 48.8%     | 50.3%      | 49.1%     |            |

《水位周知河川及び洪水浸水想定区域の指定状況（平成 29 年度末）》

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 水位周知河川   | 30 河川 34 区間         |
| 洪水浸水想定区域 | 27 河川 (想定最大規模 1 河川) |

- 堆積土砂の河道掘削等を計画的に推進するため、平成 25 年度に概ね 5 カ年間の年次計画を策定し取り組んできたが、平成 28 年の台風第 10 号により大量の土砂や流木の堆積が発生。
- 台風直後から堆積土砂や流木の撤去に着手し、現在も継続して実施しているが、補助制度がないため、県単独費で緊急性の高い区間から優先的に実施している状況であり、近年頻発する豪雨等により新たな洪水被害が生じる懸念。
- 台風の直撃等、大きな出水等により土砂堆積の区間や量が莫大で、通常の河道掘削等のペースでは十分な再度災害防止が出来ないような場合など、その緊急対策へ国費の充当がなされれば、より早急に予防対応が図られることから、国に対し、交付金事業の対象となるよう、用途の拡充を要望するもの。

#### 2 県営ダム建設事業の推進

- 一級河川築川では、平成 2 年、14 年の豪雨により沿川の家屋や農地等に浸水被害が発生しており、流域の洪水被害の防止や水資源の確保等のため、築川ダムの早期完成が必要。

### 3 土砂災害対策の推進

- 本県の土砂災害危険箇所は 14,348 箇所と東北で 1 番目、全国でも 15 番目に多い状況。

《土砂災害危険箇所の状況（平成 14 年度公表）》

| 岩手県    | 東北六県平均 | 全国平均   |
|--------|--------|--------|
| 14,348 | 7,830  | 11,177 |

- 老人ホーム施設等の要配慮者利用施設や避難所、学校・病院等の公共施設がある箇所、被災履歴がある箇所の整備を優先的に進めているが、平成 30 年 3 月末時点の整備率は 12.5%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害対策施設の整備状況（平成 30 年 3 月末時点）》

| 要施設対策箇所(A) | 整備済箇所(B) | 整備率(B/A) |
|------------|----------|----------|
| 3,994      | 498      | 12.5%    |

- 平成 26 年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を踏まえ、平成 26 年 11 月に改正土砂災害防止法が成立。
- 平成 27 年 7 月に地方交付税算定式における河川費について、基礎調査実施箇所数に応じた補正をするよう省令が改正。
- 基礎調査を概ね 5 年間で完了させるためには、国費率の嵩上げや、地方負担額への起債充当などの財政措置の拡充が必要。
- 土砂災害警戒区域等の指定には、区域を確定するための基礎調査から住民説明会等の一連の事務手続が必要であることから、平成 30 年 3 月末時点における本県の指定率は 38.4%にとどまっている状況。

《本県の土砂災害警戒区域の指定状況》

|     | 土砂災害警戒区域の<br>総区域数の推計<br>(A) | 基礎調査<br>区域数<br>(B) | 調査率<br>(B/A) | 指定区域数<br>(C) | 指定率<br>(C/A) |
|-----|-----------------------------|--------------------|--------------|--------------|--------------|
| 岩手県 | 14,348                      | 9,263              | 64.6%        | 5,510        | 38.4%        |
| 東北  | 47,682                      | 35,235             | 73.9%        | 28,471       | 59.7%        |
| 全国  | 662,958                     | 574,576            | 86.7%        | 531,251      | 80.1%        |

※平成 30 年 3 月末時点

### 4 災害に強い道路ネットワークの構築に必要な予算の確保

- 平成 28 年に発生した台風第 10 号により、一般国道等の緊急輸送道路が各地で寸断され、救援活動や物資輸送等に大きな支障が生じたところ。一方で開通済みの高規格道路は被災がなく、救命救急活動や支援物資輸送など有効に機能したところ。
- 災害時等においても有効に機能する復興道路の早期完成が急務。あわせて、復興道路を補完し、緊急輸送や代替機能を確保する災害に強い道路ネットワークの構築が必要。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課

## 25 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 都市基盤整備事業の推進

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるため、街路や都市公園などの都市基盤施設の整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

#### 2 住宅整備事業の推進

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の建替えや改善等を計画的に推進するとともに民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための予算を確保するよう要望します。

#### 3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震の被害状況を踏まえ、更なる建築物の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

#### 4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全確保のため、歩道整備や無電柱化、自転車利用環境の改善などを計画的に推進するための予算を確保するよう要望します。

【現状と課題】

1 都市基盤整備事業の推進

- 都市部における円滑な交通を確保するため、公共交通の利便性確保や公共施設等へのアクセス向上、渋滞箇所の解消・緩和などに向けた街路整備が必要。

2 住宅整備事業の推進

- 少子高齢化、人口減少が急速に進展し、若年・子育て世帯や高齢者など住宅のニーズが多様化。
- 若年・子育て世帯や高齢者など全ての入居者が安心して快適に居住できる公営住宅の整備や、老朽化した公営住宅のリフォーム・建替、多様化したニーズに対応した民間賃貸住宅のリフォームの促進等の取組の推進が必要。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

- 平成 28 年度から耐震対策緊急促進事業の適用期限の延長（3年間）、耐震改修に係る補助対象単価の引上げ及び建築物の除去に係る補助対象が拡充されたところ。
- 本県では、平成 28 年度から平成 32(2020)年度までを計画期間とする「第 2 期岩手県耐震改修促進計画」（平成 28 年 4 月）を策定し、関係機関と連携しながら計画的な耐震診断・耐震改修の推進に取り組んでいるところ。
- 平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における地震被害の状況から、改めて建築物の耐震化への取組が必要と再認識され、なかでも庁舎等の防災拠点となる建築物の耐震化が急がれるところ。
- 耐震診断及び耐震改修に要する費用は、施設所有者、地方公共団体とも負担が大きく、耐震化の取組が円滑に進まないおそれがあることから、費用の低減に向けた取組や更なる支援が必要。

《耐震化率の目標（第 2 期岩手県耐震改修促進計画）》

| 用途等          | 平成26年度(現状) | 平成32(2020)年度(目標) |
|--------------|------------|------------------|
| 住宅           | 73% (H25)  | 85%              |
| 多数の者が利用する建築物 | 87%        | 95%              |

《耐震診断の目標（第 2 期岩手県耐震改修促進計画）》

| 用途等                      | 目標                               |
|--------------------------|----------------------------------|
| 住宅                       | 平成28年度から平成32(2020)年度までに5,000戸実施。 |
| 多数の者が利用する建築物             | 平成28年度から平成32(2020)年度までに200棟実施。   |
| 公共建築物<br>(公営住宅・学校・病院・庁舎) | 平成32(2020)年度までに、耐震診断率を100%とする。   |

4 通学路等の交通安全対策の推進

- 県では、道路管理者、交通管理者及び学校関係者が連携し、通学路交通安全プログラムを策定し、歩行者に配慮した安全な通学路の確保に取り組んできたところ。
- 通学路における歩道整備率は、平成 29 年度末では 75.5%となっているものの、未だ歩道が設置されていない区間が残っており、早期に整備を進めていくことが必要。
- 自転車通行における歩行者との混在や車両との接触事故の防止など、自転車通行の安全を確保するため、自転車利用環境の改善が必要。
  - ・ 盛岡市では自転者の安全で快適な自転車走行空間のネットワークの形成を図ることを目的に「盛岡市自転車ネットワーク計画」を平成 28 年 3 月策定済

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

## 26 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進展や東日本大震災津波からの復旧・復興に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾施設、公園、下水道、公営住宅などの社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に対する財政措置を講じるよう要望します。

#### 2 道路施設の定期点検等に対する財政措置

平成 25 年度の道路法改正等に伴い、道路施設の定期点検が義務化され、地方自治体における道路施設の維持管理費が増加することから、必要な財政措置を講じるよう要望します。

#### 3 積雪寒冷特別地域道路交通確保 5 箇年計画の策定による特別措置の継続

雪寒法（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法）の規定による積雪寒冷特別地域道路交通確保 5 箇年計画については、計画期間が平成 25 年度から平成 29 年度までであるため、平成 30 年度以降の計画を策定し、計画に位置付けられた事業に対する補助率等の特別措置を継続するよう要望します。

#### 4 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪費、除雪機械購入費等に係る国庫支出金総額を確保するよう要望します。

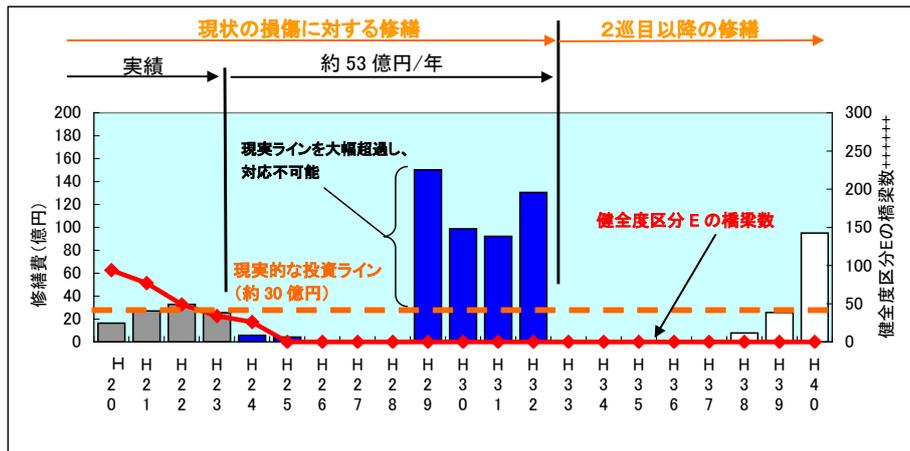
【現状と課題】

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

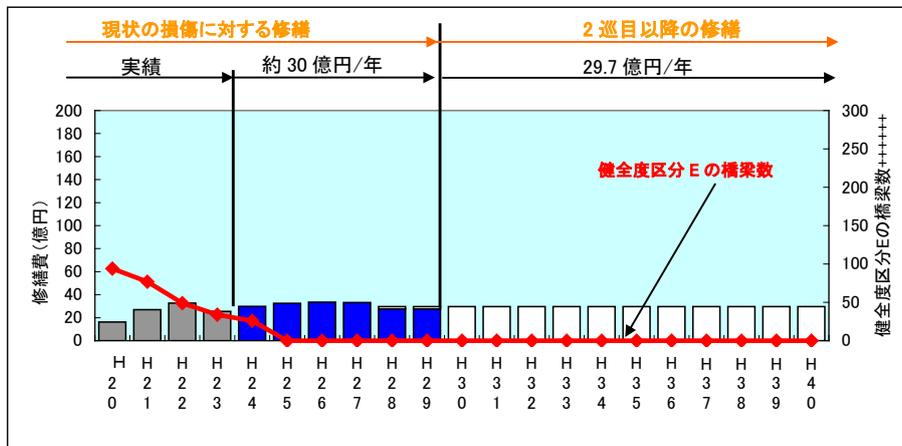
- 県では、適切な維持管理を推進するため、橋梁や県営住宅などの分野では、長寿命化計画を策定し、限られた予算の中で計画的な維持管理に取り組んできたところ。
- 一方で、今後、老朽化する施設が増加していくことや、東日本大震災津波からの復旧・復興に県を挙げて注力しているところであり、計画の着実な実施のために財政措置が必要。

【岩手県橋梁長寿命化修繕計画による計画的な維持管理】

《修繕策定前の投資計画（事後保全型）》



《修繕計画策定後の投資計画（予防保全移行型）》



2 道路施設の定期点検等に対する財政措置

- 平成 25 年の道路法改正及び平成 26 年の同法施行規則の改正により、①道路橋、②トンネル、③シェッド、④大型カルバート、⑤横断歩道橋、⑥門型標識については、国が定める統一的な基準に基づき、5年に1回の頻度で近接目視により点検を行うことを基本とする旨、定められたところ。
- 2019年から2巡目の点検が開始されるが、県や市町村においては、対象施設が非常に多いことから、国による財政措置が必要。

### 3 積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の策定による特別措置の継続

- 雪寒法（積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法）の規定による積雪寒冷特別地域道路交通確保5箇年計画の計画期間は、平成25年度から平成29年度までとなっており、平成30年度以降の計画が策定されていない状況。
- 県土の大半が積雪寒冷特別地域である本県において、冬期の安全な道路交通を確保するためには、除雪や防雪、凍雪害対策の推進による適切な道路管理が不可欠であり、平成30年度以降の計画を策定し、計画へ位置付けられた事業に対する補助率等の特別措置の継続が必要。

《本県の雪寒事業への影響額（平成29年度：事業費ベース）》

単位：百万円

| 雪寒事業計 | 除雪費<br>(除雪機械以外) | 除雪機械費 | 防雪事業費 | 凍雪害対策<br>事業費 |
|-------|-----------------|-------|-------|--------------|
| 2,485 | 1,769           | 559   | 79    | 78           |

《本県の雪寒指定道路の状況》

| 項目   | 県管理道路<br>(H28.4月) | うち雪寒指定道路<br>(H25指定) | 割合  |
|------|-------------------|---------------------|-----|
| 路線数  | 254 路線            | 206 路線              | 81% |
| 道路延長 | 4,166 km          | 3,644 km            | 87% |

### 4 道路除雪費等に係る国庫支出金の総額確保

- 広大な県土を有し、積雪寒冷地域である本県では、道路除排雪による安全な冬期交通の確保が不可欠であるが、道路除雪費は年々増加しており、県財政に占める割合が大きくなっている状況。
- 東日本大震災津波の被災地では、復旧・復興事業が本格化し、人材の確保が困難になっているため、労務単価が上昇。
- 除雪業務は、オペレーターの人件費など除雪経費に占める労務比率が高く、労務単価の上昇が道路除雪費に多大な影響。
- 一方、道路除雪費等に係る国庫補助制度として、社会資本整備総合交付金や道路除雪補助があるが、近年、国費が十分に配分されない状況。
- 県では、厳しい財政運営の中、凍結抑制剤の間欠散布の徹底や、春先除雪における自然融雪の時期を考慮した効率化などコスト縮減に取り組んでいるものの、県の単独費の持ち出しが非常に大きな負担となっている状況。

《本県における道路除雪費の推移》

(百万円)

|             | H21   | H22   | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   | H28   | H29   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 除雪費計        | 2,701 | 3,182 | 3,315 | 3,680 | 4,492 | 4,233 | 3,883 | 4,226 | 5,185 |
| 国費 a        | 744   | 559   | 1,021 | 1,376 | 1,270 | 984   | 880   | 894   | 1,179 |
| 国費要望額 b     | 898   | 1,048 | 1,094 | 1,411 | 1,759 | 1,842 | 1,452 | 1,732 | 2,375 |
| 国費不足分 c=b-a | 154   | 489   | 73    | 35    | 489   | 858   | 572   | 838   | 1,196 |

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課

## 27 新たな教職員定数改善計画の策定

今日的な教育課題の解決に向け、個に応じたきめ細かな教育を実施するとともに、多様な高校教育等の展開に対応するため、新たな教職員定数改善計画を早期に策定し実施するよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 新たな教職員定数改善計画の策定

平成 18 年度以降、義務教育諸学校における教職員定数改善計画の策定が見送られておりますが、新学習指導要領の円滑な実施や個に応じたきめ細かな指導の実現及び教員の働き方改革の推進のため、少人数学級の拡大を含む新たな教職員定数改善計画を早期に策定し、教職員体制の一層の充実を図るよう要望します。

併せて、各種加配定数の拡充についても要望します。

また、同様に、高等学校においても新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

## 28 学校施設の耐震化推進等に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化推進や老朽化対応に係る全ての計画事業を実施できるように、地方財政措置の充実も含め、十分な財政支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 公立学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化事業や老朽化対応に係る国庫補助を拡充するとともに、各自治体が計画する全ての事業が実施できるよう、必要な財源を当初予算において確保するよう要望します。

#### 2 公立高等学校施設の耐震化事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の耐震化事業や老朽化対応に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

#### 3 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担をなくすよう要望します。

#### 4 私立学校施設の耐震化に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化に係る国庫補助率を公立学校と同等とし、また、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。

【現状と課題】

1 公立学校

(1) 地震防災対策特別措置法の一部改正による特別措置（2020年度まで）

- 補助率

| 区 分                |      | 原 則   | 地震特措法による特例  |             |
|--------------------|------|-------|-------------|-------------|
|                    |      |       | Is 値 0.3 未満 | Is 値 0.3 以上 |
| 小・中学校、幼稚園<br>校舎・屋体 | 耐震補強 | 1 / 3 | 2 / 3       | 1 / 2       |
|                    | 改築   | 1 / 3 | 1 / 2       | —           |

(2) 耐震化完了の見通し及び課題等

- 公立学校の耐震化については、市町村立の小中学校において、統廃合の調整が未了となっている学校など、一部に調整中のものがあるものの、着実に進んでおり、引き続き、計画的に推進する必要があるもの。

【文部科学省調査（公立学校施設の耐震改修状況調査）】

|      | H29.4.1 現在 | 全国平均  | 全国順位 | 備 考       |
|------|------------|-------|------|-----------|
| 小中学校 | 98.6%      | 98.8% | 33 位 | 一関第一附属中含む |
| 高等学校 | 90.3%      | 97.9% | 44 位 | 盛岡市立高校含む  |
| 特別支援 | 100.0%     | 99.4% |      |           |

※ 非木造（延べ床面積 200 m<sup>2</sup>以上）

(3) 国の予算措置状況

- 近年、国の公立学校施設整備に係る当初予算額が全国自治体の建築計画に係る所要額を大幅に下回っており、一部は前年度の補正予算で手当されているものの、計画的な事業推進が困難となっているところ。
- 国の公立学校施設整備予算の減少に伴い、耐震化事業が優先採択される一方で、老朽化に伴う改築事業等の不採択案件が発生。

2 私立学校

(1) 現状

- 耐震化率
  - ・岩手県公共建築物の耐震化の状況調査（H29.3.31時点）
  - ・私立学校全体：81.3%（全棟数 75 棟の内 61 棟）
- 補助率

| 区 分  |      | 原 則                                |
|------|------|------------------------------------|
| 私立学校 | 耐震補強 | 1 / 3<br>※Is 値 0.3 未満は 1 / 2       |
|      | 改 築  | 1 / 3<br>※幼稚園のみ Is 値 0.3 未満は 1 / 2 |

(2) 課題

- 第 2 期岩手県耐震改修促進計画における 2020 年度の目標（80.0%）を達成しているが、公立学校に比較して耐震化が進んでいない状況。私立学校の経営は、個々の学校によって様ではないが、児童・生徒数の減少期にあることもあり、経営は総じて厳しく、現状の補助制度では耐震化工事を行うまで余裕がない状況。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室  
総務部 法務学事課

## 29 大学入試に係る英語の資格・検定試験検定料等の支援

大学入学者選抜において、英語の4技能「読む」「聞く」「話す」「書く」を適切に実施するため、2020年度から開始される「大学入学共通テスト」の枠組みにおいて、民間事業者等が実施している資格・検定試験が活用されます。

本県の高校生が、それぞれ希望する大学進学を実現するために、居住地域や家庭の経済状況等のやむを得ない事情によって資格・検定試験の受験機会に格差が生じることのないよう、国の財政支援等について、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 経済状況による受験機会の格差を解消するための検定料の支援

受験生・保護者にとっては、従来の大学入試受験料に加えて、さらに資格・検定試験の検定料の負担が生じることとなり、また、試験によっては検定料が高額なものもあることから、英語の資格・検定試験の検定料に対する国の財政支援を要望します。

#### 2 居住地による受験機会の格差を解消するための実施体制の確立

試験によっては、本県では実施されていないものがあるほか、実施されていても、受験会場が少なく、広大な本県においては、受験に当たって長時間の移動や多額の交通費・宿泊費等の負担を余儀なくされる場合が多いと考えられることから、高等学校を「準会場」とするなど、居住地により受験機会に格差が生じることのない実施体制の確立を要望します。

【現状と課題】

1 平成 30 年度国公立大学入試の受験料

(1) 大学入試センター試験

3 教科以上：18,800 円、2 教科以下：12,000 円、成績通知手数料：800 円

(2) 二次試験

17,000 円（通常、前期分と後期の 2 回分支払う）

2 大学入試センターから参加要件を満たしていることが確認された資格・検定試験の概要

|                                 |                                       |   |  |                             |
|---------------------------------|---------------------------------------|---|--|-----------------------------|
| 試験名                             | ケンブリッジ 英語検定                           | TOEFL iBT テスト                           | IELTS  | TOEIC L&R・<br>TOEIC S&W     |
| 実施主体名                           | ケンブリッジ 大学英語<br>検定機構                   | Educational<br>Testing Service          | IDP:IELTS<br>Australia   | (一財)国際ビジネス<br>コミュニケーション協会   |
| 受験料                             | 25,380 円～<br>9,720 円                  | 235 米ドル<br>(約 25,850 円)                 | 25,380 円   | L&R：5,725 円<br>S&W：10,260 円 |
| 現在の本県での実施の有無<br>(無い場合の最寄りの受験会場) | 無<br>(東京)                             | 無<br>(秋田、仙台)                            | 無<br>(仙台)  | L&R：有(岩手大学)<br>S&W：無(仙台)    |
| 試験名                             | GTEC                                  | TEAP・<br>TEAP CBT                       | 実用英語技能検定   | IELTS                       |
| 実施主体名                           | (株)ベネッセコー<br>ポレーション                   | (公財)日本英語検<br>定協会                        | (公財)日本英語検<br>定協会   | ブリティッシュ・<br>カウンセル           |
| 受験料                             | Ad・Ba・Co：<br>6,700 円程度<br>CBT：9,720 円 | 15,000 円                                | 1 級：16,500 円<br>準 1 級：9,800 円<br>2 級：7,500 円<br>準 2 級：6,900 円<br>3 級：5,800 円 | 25,380 円                    |
| 現在の本県での実施の有無<br>(無い場合の最寄りの受験会場) | Ad・Ba・Co：<br>試験を希望する高校<br>CBT：盛岡市     | TEAP：無<br>(仙台・秋田)<br>TEAP CBT：無<br>(仙台) | 現行の検定とは別に、新たに大学入学<br>共通テストの対象<br>となる検定が設定<br>される予定であり、<br>その実施会場は未<br>定      | 無<br>(仙台)                   |

※ 資格・検定試験は、原則、毎年度全都道府県での実施が要件とされているが、併せて、受験希望者が著しく少ない地域での複数県の合同実施の例外も設けられており、試験によっては県内で実施されない場合もあり得ること。

3 受験生・保護者にとっては、新たに資格・検定試験の検定料の負担が生じることになる。また、試験によっては検定料が高額なものもあることや、2 回までの資格・検定試験の結果を提出できることから、複数回の受験が想定され、検定料の負担は一層大きくなる。

4 試験によっては、本県では実施されていないものがあるほか、実施されていても、受験会場が少なく、広大な本県においては、受験に当たって長時間の移動や多額の交通費・宿泊費等の負担を余儀なくされる。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育課

## 30 縄文遺跡群の世界文化遺産登録への支援

北海道・北東北の縄文遺跡群は、北海道・青森県・岩手県・秋田県に所在する 17 遺跡を構成資産とし、世界遺産登録を目指しているところですが、早期の登録実現に向け、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録への支援

平成 21 年 1 月の世界遺産暫定一覧表記載以来、北海道・北東北の 4 道県で連携して世界遺産登録を目指している「北海道・北東北の縄文遺跡群」について、平成 30 年度のユネスコ推薦候補に決定していただくよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 平成 19 年 4 月に 4 道県（北海道・青森県・岩手県・秋田県）で、世界遺産登録に向けた事業の実施等を行う機関として「縄文遺跡群世界文化遺産登録推進会議」を設置。
- 平成 21 年 1 月 5 日、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」としてユネスコ世界遺産センターの暫定一覧表に記載され、平成 25 年 7 月、文化庁へ推薦書原案を提出（推薦書資産名：「北海道・北東北の縄文遺跡群」）したが、推薦は見送り。
- 平成 27 年度には推薦を検討してきた 18 資産のうち、保存管理上課題があるとされた 2 資産（鷲ノ木遺跡（北海道森町）及び長七谷地貝塚（青森県八戸市））を除外するなど、文化審議会から示された課題に対応してきたが、5 年連続でユネスコへの推薦は見送り。
- 平成 29 年 7 月に文化審議会から示された、6 つの課題の解決を図るため、青森県をはじめ関係自治体と協議を重ねるとともに、専門家会議の開催や文化庁との協議を進め、平成 30 年 3 月末に推薦書案及び関係資料を文化庁に対し提出。
- 世界遺産登録を実現するためには、文化審議会において、ユネスコ推薦候補に決定されることが必要。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

## 31 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録等への支援

「平泉の文化遺産」は、平成 23 年 6 月に世界遺産に登録され、平成 24 年 9 月に拡張資産として 5 遺跡が暫定リストに記載されたところです。

今後、世界遺産追加登録のため、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

「平泉の文化遺産」の追加登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援をしていただくよう要望します。

#### 2 世界遺産委員会決議へ対応する施策への支援

世界遺産のガイダンス施設など、世界遺産の総合的な情報発信及び来訪者の管理機能を担う施設の整備に対する十分な財政措置を要望します。

### 【現状と課題】

#### 1 「平泉の文化遺産」の世界遺産追加登録への支援

- 平成 23 年 6 月、「平泉の文化遺産」について、ユネスコの世界文化遺産として登録。  
【登録名称】平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—  
【構成資産】中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山
- 平成 24 年 9 月、「平泉の文化遺産」の追加登録に向けて「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群—（拡張）」を追加記載した世界遺産暫定一覧表をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- 平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年、岩手県及び関係市町（一関市、奥州市、平泉町）により、拡張推薦のための調査研究を実施したが推薦書素案の提出には至らず、平成 30 年度以降も引き続き世界遺産追加登録に係る取組を継続。

## 2 世界遺産委員会決議へ対応する施策への支援

- 現在、出土品の収蔵・保管や体験活動を行う施設整備に対する財政的支援はあるが、総合的な情報発信及び来訪者の管理機能強化を担う施設整備に対する財政支援が十分ではなく、国内外に世界遺産の価値・魅力を戦略的に情報発信していくための更なる支援が必要。
- 前回登録時の推薦書にガイダンス施設設置を記載しており、拡張登録を確実にを行うために整備を進めることが必要不可欠（「平泉の文化遺産」ガイダンス施設（仮称）：2021年度開館予定）。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課  
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

## 32 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、次いで平成 27 年度には「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉱山が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は二つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究を求める機運が一層高まっていることから、次のとおり要望します。

### 《 要 望 事 項 》

#### 1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉱山に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館など、調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

#### 【現状と課題】

- 日本の古代から中世にかけての移行期に当たる 12 世紀の平泉周辺には、わが国のみならずアジアの歴史研究を進める上で、きわめて重要な遺跡や建造物、美術工芸品などが所在している。また橋野鉄鉱山は現存する最古の洋式高炉として、江戸時代末から明治時代における日本の近代化を物語る貴重な物証である。しかし本県に限らず、東北には、日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた国立博物館等の研究機関は設置されていないところ。
- 「平泉」や橋野鉄鉱山に象徴される日本列島北部の歴史や文化に視座を定めた国立博物館等の研究機関は未設置であることから、北方の史的観点から日本文化を解明するための調査研究、資料収集・保存、展示公開が立ち遅れることにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用に支障が生じる可能性がある。
- 東北文化の総合的な研究に際しては「平泉文化」研究が不可欠であり、その中心地である平泉町に研究拠点を置くことが適当であると考えられること。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課